

第2期

松前町

子ども・子育て 支援事業計画



令和2年3月
松前町

はじめに

ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢や就労環境の変化等様々な要因により少子化が進行しており、核家族化や地域での人間関係の希薄化などによって子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

本町においても、子育て家庭や子どもの育ちを巡る環境は、働くお母さんの増加や保育ニーズの多様化、待機児童の発生など変化が続いています。保護者の視点に立ち、喜びや生きがいを感じながら子育てができるように、子育ての負担や不安を和らげる支援が重要となっています。

第2期松前町子ども・子育て支援事業計画策定に当たっては、本町の現状分析とニーズ調査を踏まえて課題を抽出し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談・支援による地域で安心して子育てできる環境の充実や教育・保育環境の整備による保育の受け皿確保、就労したい人が安心して育児と仕事を両立できるための子育てサービスの拡充、就学後の子どもが安全に充実した時間を過ごせる居場所づくりなど、全ての子どもや子どもにかかわる全ての人々が笑顔で輝けるように「子どもと家庭、地域や社会が笑顔であふれるまち」を基本理念に掲げ、計画を策定しました。

全ての子どもたちが、健やかに生まれ育つよう、福祉分野をはじめ、保健・教育・労働など、子どもと家庭にかかわる分野が互いに連携し、情報共有に努め、安心して子どもを生子、育てられる環境づくりと地域ぐるみの子育て支援を推進してまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、御尽力をいただきました「松前町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、町民アンケートによるニーズ調査に御協力をいただきました多くの町民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

松前町長 岡本 靖

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象	3
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制と策定の経緯	3
第2章 松前町の子育てを取り巻く現状と課題	4
1 人口・世帯の状況	4
2 結婚・就業の動向	10
3 保育所（園）・幼稚園・認定こども園・学校の状況	12
4 子育て支援サービスの状況	20
5 「松前町子ども・子育て支援事業計画」の実施状況	23
6 アンケート調査結果の概要	25
7 松前町の現状から見た課題	47
第3章 計画の基本的な考え方	49
1 基本理念	49
2 基本目標	50
3 施策の体系	51
第4章 基本施策と取組	52
基本目標1 子どもが豊かに育ち、たくましく生きていく力を養います	52
基本目標2 子どもの育ちとその基盤となる家庭を支援します	56
基本目標3 地域全体で子どもや子育て家庭を温かく応援する社会を醸成します	63
第5章 事業計画	68
1 量（利用）の見込みの算出について	68
2 教育・保育提供区域の設定	69
3 幼児期の学校教育・保育の利用の見込みと確保の内容・方策	70
4 地域子ども・子育て支援事業の利用の見込みと確保の内容・方策	75
第6章 計画の推進	87
1 計画の推進体制	87
2 計画の進行管理	87
第7章 資料編	88
1 松前町子ども・子育て会議条例	88
2 松前町子ども・子育て会議委員名簿	90

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

我が国においては、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢や就労環境の変化等を要因として少子化の進行が続いており、今後、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化や地域での人間関係の希薄化などによって、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。核家族化の進行、社会環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため、平成 15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。そして、平成 24（2012）年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、これらに基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成 27（2015）年度から実施し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、質の向上、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。その後、「子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」の策定、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行等が行われ、待機児童の解消に向けた保育人材確保のための総合的な対策や、3歳児から5歳児までの幼児教育・保育の無償化といった施策を進めています。

松前町においては、「輝きやすらぐ松前 子ども家庭応援プラン／次世代育成支援行動計画～後期計画（平成 22 年度から 26 年度）」の方向性を継承しながら、子ども子育て支援法の趣旨を踏まえた「松前町子ども・子育て支援事業計画」を平成 26（2014）年度に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

本町では、「松前町子ども・子育て支援事業計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行った上で、本町の最上位計画である「松前町総合計画」等との整合を図りながら、子育て環境の整備などを着実に推進するため令和2（2020）年度を初年度とする「第2期松前町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

【「子ども・子育て支援法」から抜粋】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定に当たっては、同法第 60 条に基づき、内閣総理大臣が定める基本指針を踏まえています。

また、この計画は、以下の内容を内包した本町の子育て支援に関する総合的な計画とします。

○次世代育成支援行動計画

国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画として策定

○母子保健計画

厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」の趣旨を盛り込んだ計画として策定

○子どもの貧困対策

国の子どもの貧困対策推進法や子どもの貧困対策に関する大綱の制定を踏まえ、本町の子どもの貧困対策に関する事項を本計画に位置付け

(2) 他の計画との関係

本計画は、本町の幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の利用の現状分析とニーズ調査を踏まえて、子ども・子育て支援事業計画に反映するとともに、「松前町総合計画」を上位計画とし、関連する個別計画と整合を図りながら、子ども・子育て支援事業計画における施策を推進していきます。

また、障がい児支援に関しては、「松前町障がい児福祉計画」と調和が保たれたものとし、本計画に基づく子育て支援施策においては、障がい児支援と連携しながら取り組んでいくこととします。

3 計画の対象

本計画の対象は、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもと子育てに関わる個人や団体が対象となりますが、学童期までの子どもや子育て家庭等を主たる対象とします。また、「子ども・子育て支援法」及び基本指針が定めるところの、就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象とします。

4 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」において定められているとおり、5年を1期としており、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

（年度）

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
松前町子ども・子育て支援事業計画									
					第2期松前町子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制と策定の経緯

[アンケート調査の実施]

本計画の策定に当たり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、就学前児童の保護者及び小学生の保護者に対し、「子育て支援に関するアンケート調査」を平成31（2019）年1月に実施しました。

[子ども・子育て会議の設置]

本計画の策定に当たっては、関係者及び町民の意見を広く聴取するため、地域の関係団体・機関や町民の代表等により構成される「松前町子ども・子育て会議」を開催し、委員の皆様から本計画に係る御意見・御審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

[パブリックコメントの実施]

本計画について、町民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施し、町民の意見反映を行いました。

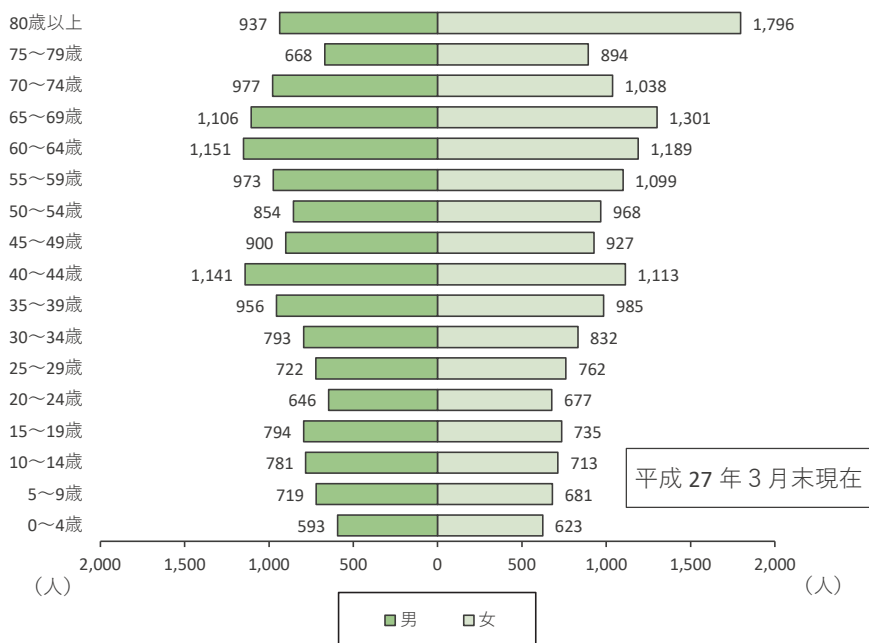
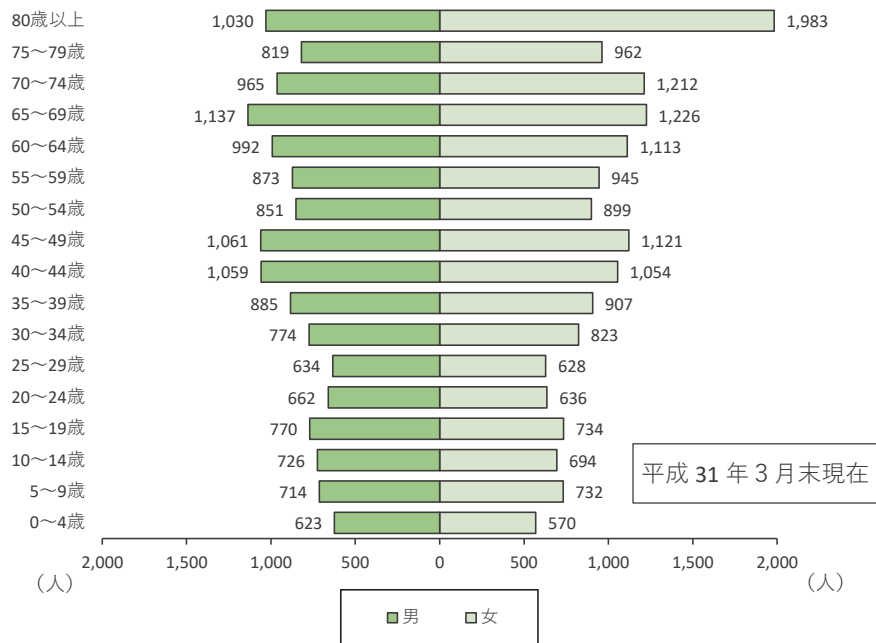
第2章 松前町の子育てを取り巻く現状と課題

1 人口・世帯の状況

(1) 人口ピラミッド

本町の性別・年齢5歳区分別の人口構成は、平成27年と比較すると、男性は75歳以上、女性は70歳以上で増加しており、ピラミッドの重心が上に移動していることが分かります。また、男女とも34歳以下の結婚適齢期や、これから結婚し子どもを産み育てる若年層の人口が少なく、少子高齢化は今後ますます進展するものと考えられます。

【人口ピラミッド】



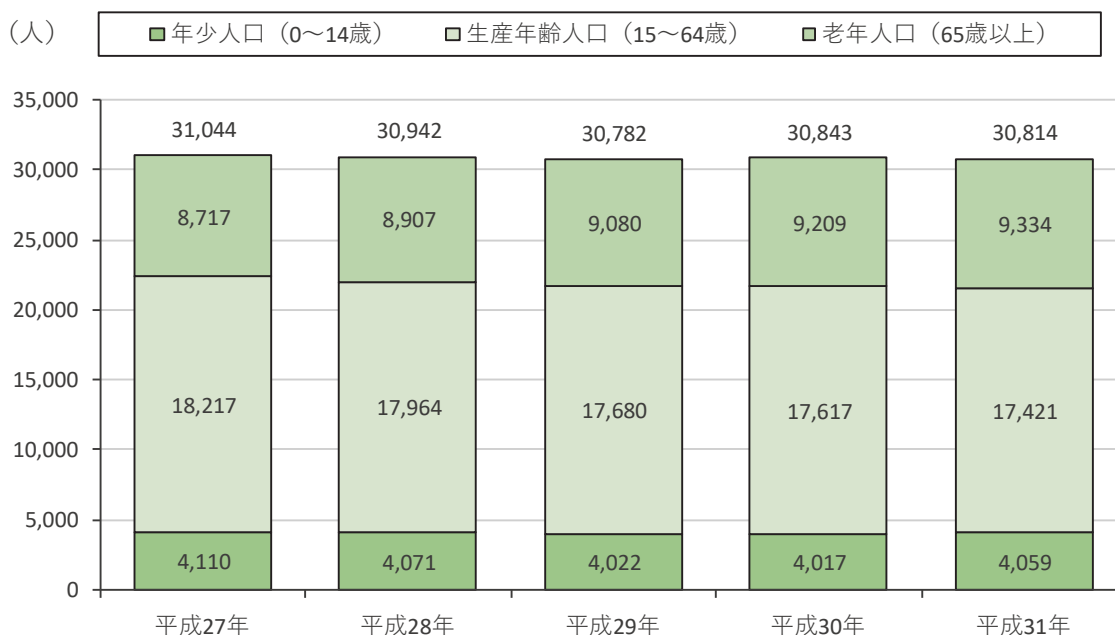
出典：住民基本台帳

(2) 人口の推移

直近5か年の人口の推移は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）はおおむね減少傾向で、老年人口（65歳以上）は増加が続いており、総人口は平成29年から平成30年の間に微増していますが、長期的には減少傾向にあります。

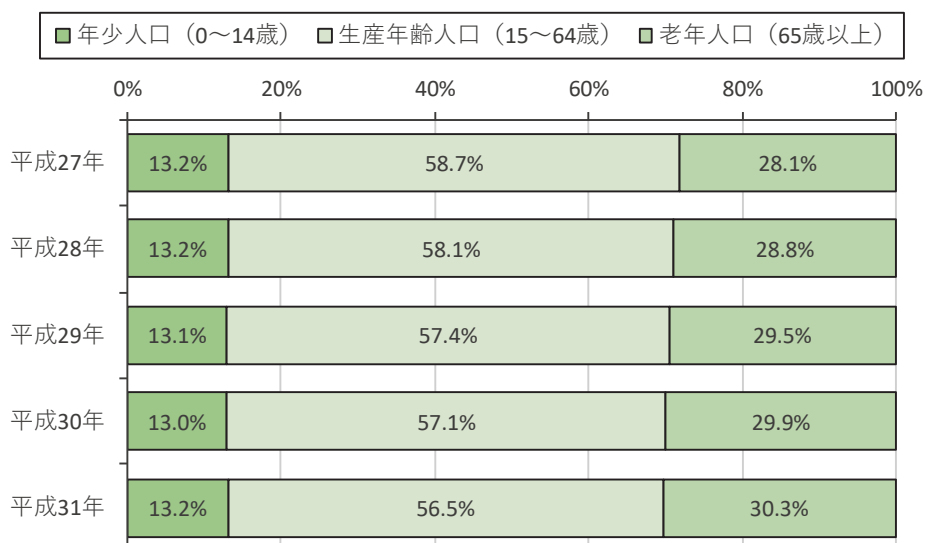
年齢3区分人口割合は、平成31年で年少人口13.2%、生産年齢人口56.5%、老年人口30.3%で、経年比較では、年少人口の割合は横ばい傾向、生産年齢人口の割合は減少傾向、老年人口の割合は増加傾向となっています。

【総人口と年齢3区分人口の推移】



出典：住民基本台帳（3月末現在）

【年齢3区分人口割合の推移】



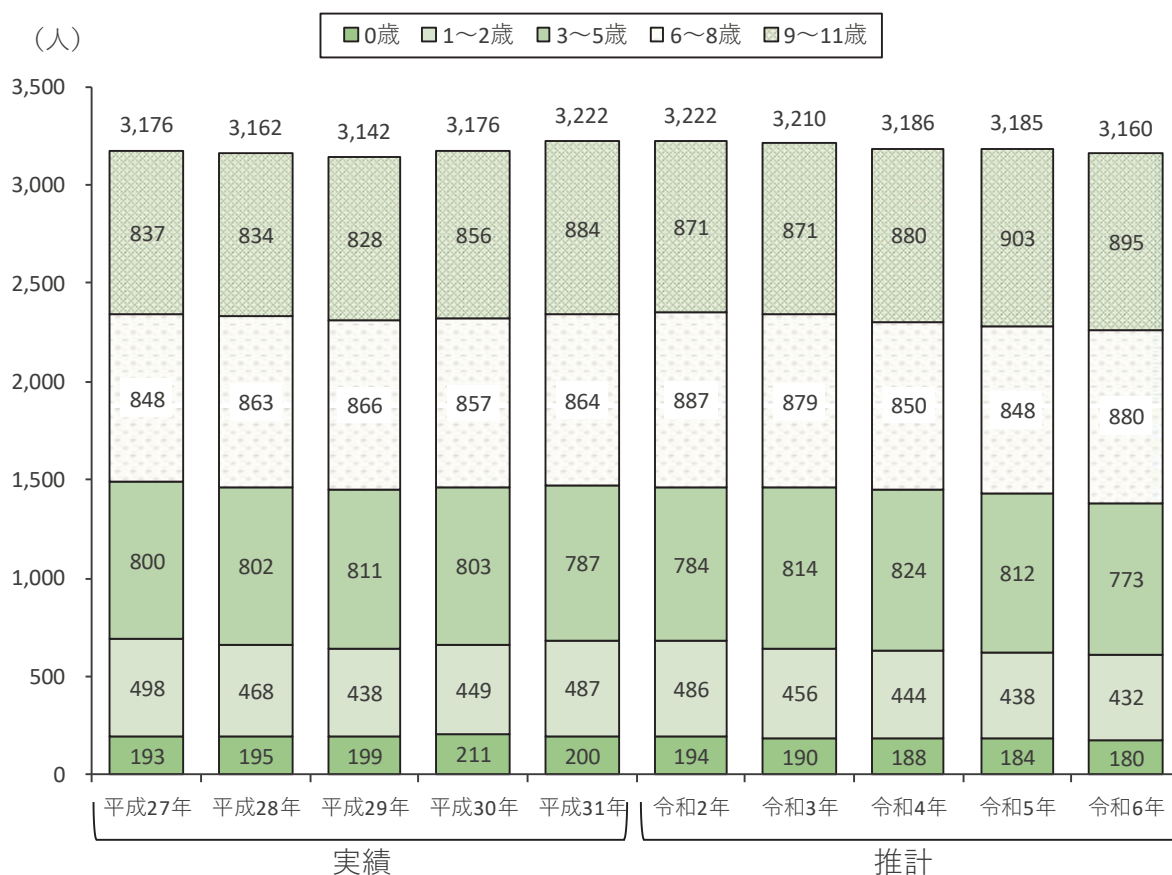
出典：住民基本台帳（3月末現在）

(3) 子どもの人口の推移と推計

直近5か年の小学生までの子どもの人口は、平成27年から平成29年までは減少していましたが、平成30年、平成31年と増加し、平成31年は、平成29年から80人増加した3,222人となっています。年齢区分別では、いずれの年齢も増減を繰り返しながらおおむね横ばい傾向となっています。

また、コーホート変化率法[※]を使用し、人口推計を行った結果、総人口は、計画の最終年度である令和6年で0歳180人、1～2歳432人、3～5歳773人、6～8歳880人、9～11歳895人で、小学生までの子どもの人口は、3,160人と予測されます。

【子どもの人口の推移と推計】



出典：住民基本台帳（3月末現在）

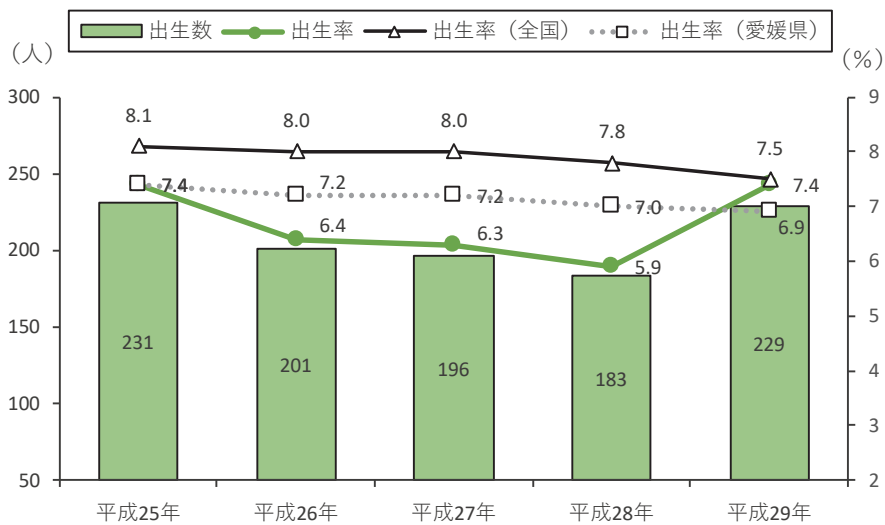
※ コーホート変化率法…各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団のこと）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

(4) 出生の動向

本町の出生数は、平成 25 年から平成 28 年までは減少していましたが、平成 29 年は 229 人と増加に転じています。出生率（人口千対）※¹は、平成 25 年は愛媛県と同じ値となっており、以降、平成 28 年まで全国、愛媛県を下回る値でしたが、平成 29 年は 7.4 と、愛媛県を上回り、全国に近い値となっています。

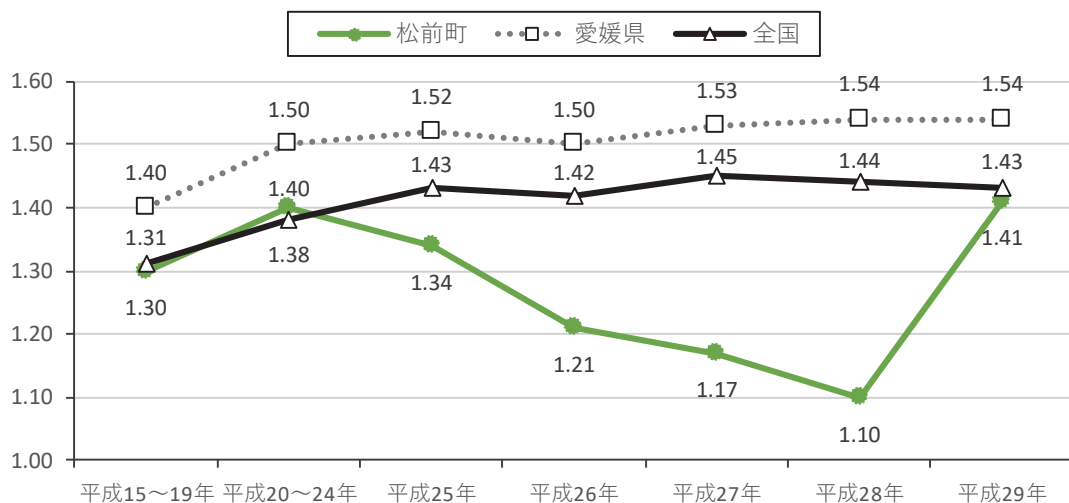
本町の合計特殊出生率※²については、平成 25 年以降減少が続いていましたが、平成 29 年には上昇し、全国と近い値になっています。

【出生数・出生率（人口千対）の推移】



出典：人口動態統計、住民基本台帳

【合計特殊出生率の推移】



出典：人口動態保健所・市町村別統計、平成 25 年以降は人口動態統計、住民基本台帳

※¹ 出生率（人口千対）…人口 1,000 人当たりの出生数

※² 合計特殊出生率…1 人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値。人口を維持するために必要な合計特殊出生率は、2.07 とされています。

(5) 人口動態の推移

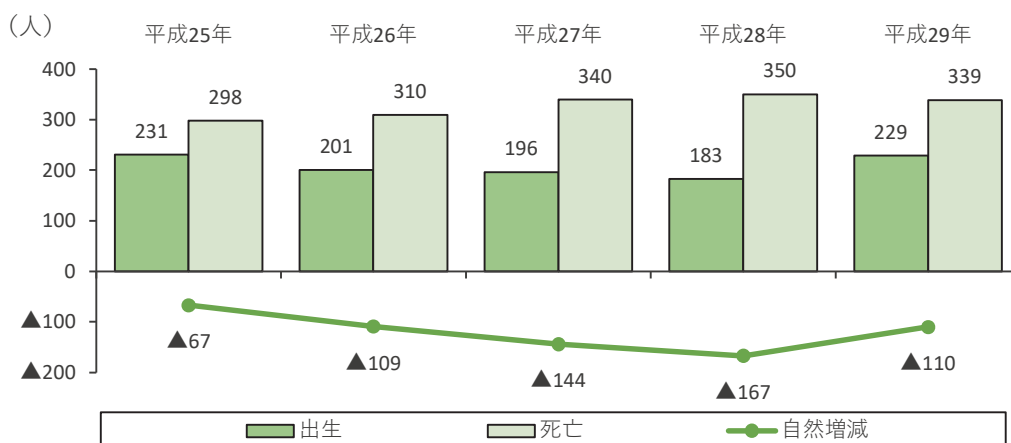
出生から死亡を差し引いた自然増減については、直近5か年は全てマイナス、転入から転出を差し引いた社会増減については、平成27年以外は全てプラスとなっており、人口増減は、平成28年まではマイナスでしたが、平成29年にはプラス20人となっています。

【人口動態の推移】(単位：人)

	人口増減	自然動態			社会動態		
		出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減
平成25年	▲61	231	298	▲67	1,224	1,218	6
平成26年	▲7	201	310	▲109	1,228	1,126	102
平成27年	▲152	196	340	▲144	1,169	1,177	▲8
平成28年	▲81	183	350	▲167	1,177	1,091	86
平成29年	20	229	339	▲110	1,273	1,143	130

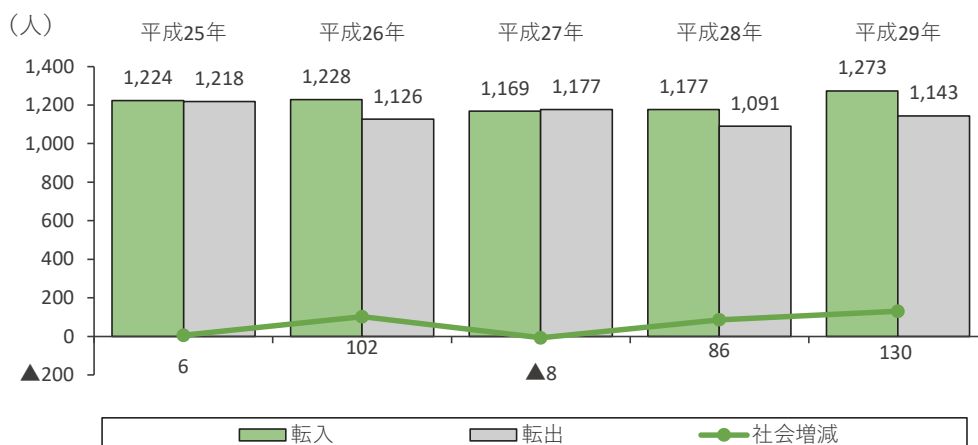
出典：住民基本台帳

【自然動態の推移】



出典：住民基本台帳

【社会動態の推移】



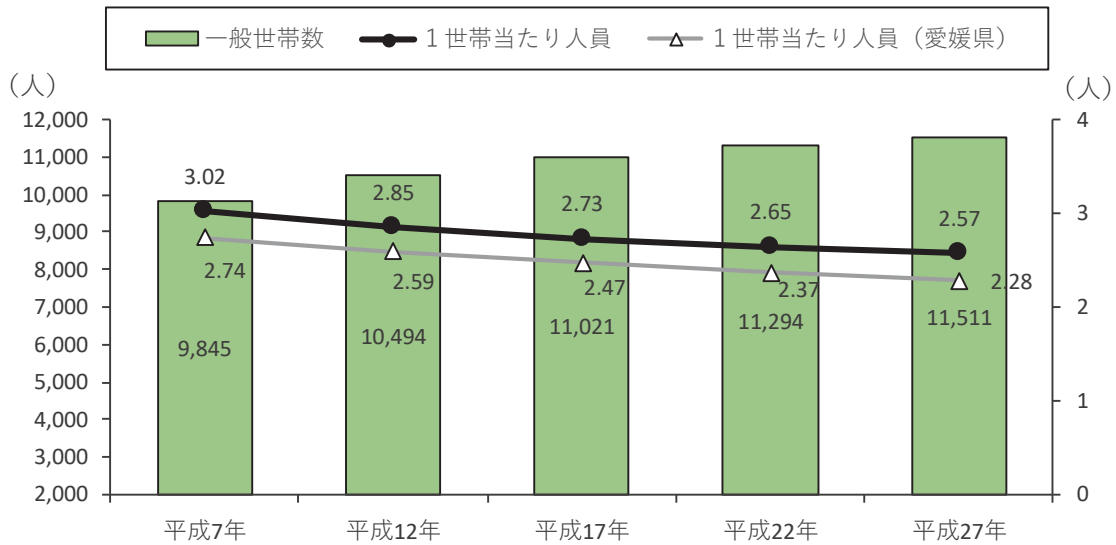
出典：住民基本台帳

(6) 世帯の動向

人口の微減に対して、一般世帯数は、増加しており、平成27年で11,511世帯となっています。1世帯当たり人員は、単身世帯の増加、核家族化の進展などにより年々少なくなっており、平成27年で2.57人となっています。

世帯構成については、本町は「単身世帯」の割合が愛媛県、全国に比べて低く、「夫婦と子ども」の核家族世帯の割合が高くなっています。また、ひとり親世帯については、母子世帯は愛媛県より割合が若干低く、父子世帯は愛媛県と同じ割合となっています。

【世帯数・世帯人員の推移】



出典：国勢調査

【世帯構成（平成27年）】（単位：世帯）

	一般世帯数	単身世帯数	親族のみの世帯					核家族以外の世帯	非親族を含む世帯
			核家族世帯						
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども			
松前町	11,511 100.0%	2,697 23.4%	2,722 23.7%	3,650 31.7%	181 1.6%	1,036 9.0%	1,163 10.1%	60 0.5%	
愛媛県	100.0%	33.7%	22.8%	25.1%	1.3%	8.3%	8.2%	0.6%	
全国	100.0%	34.6%	20.1%	26.9%	1.3%	7.6%	8.6%	0.9%	

※一般世帯数には、世帯の家族類型「不詳」を含みます。

出典：国勢調査

【ひとり親世帯（平成27年）】（単位：世帯）

	一般世帯数	母子世帯		父子世帯	
		実数	割合	実数	割合
		松前町	11,511	170	1.5%
愛媛県	590,629	10,060	1.7%	1,141	0.2%

出典：国勢調査

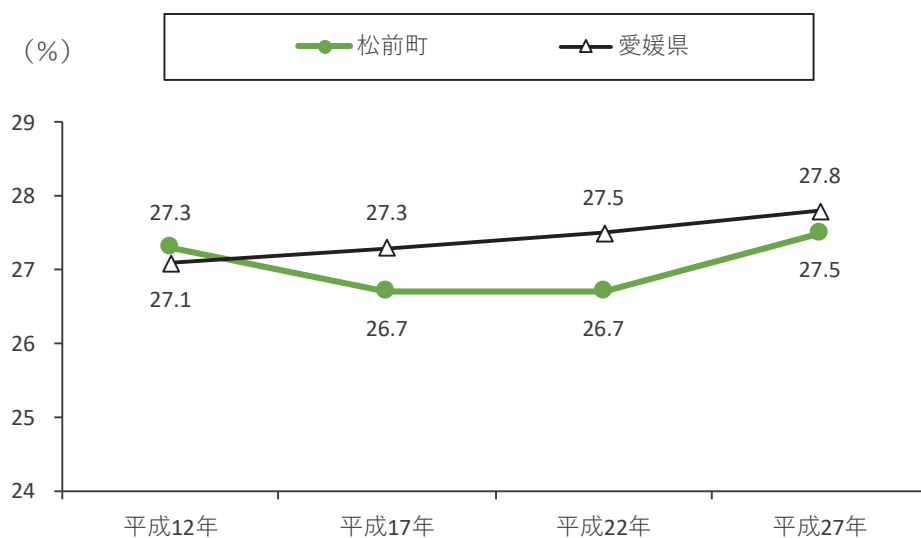
2 結婚・就業の動向

(1) 未婚率の動向

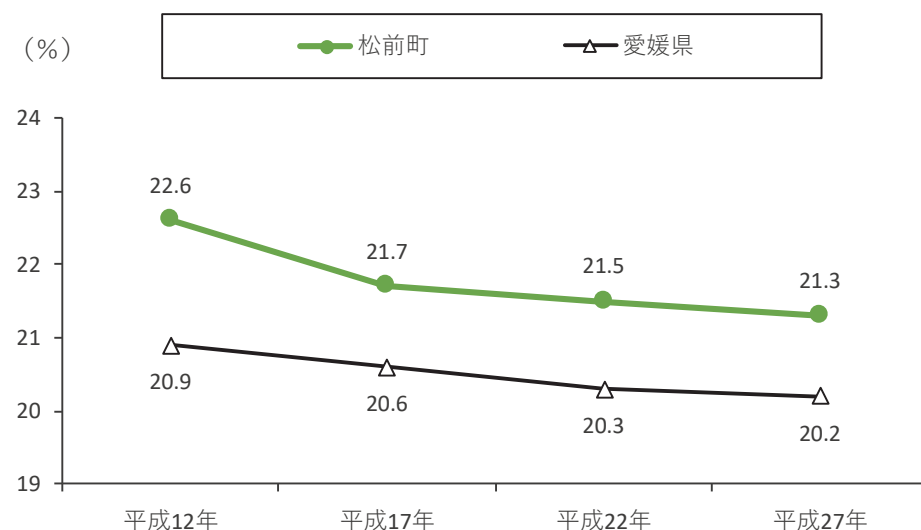
本町の15歳以上の未婚率は、男性は、平成12年に愛媛県を上回って以降、微減して愛媛県を下回る割合を示していましたが、平成27年には増加し、愛媛県と近い割合となっています。一方、女性については本町、愛媛県とも減少傾向にあり、割合は愛媛県を上回っています。

【未婚率（15歳以上）の推移】

(男性)



(女性)



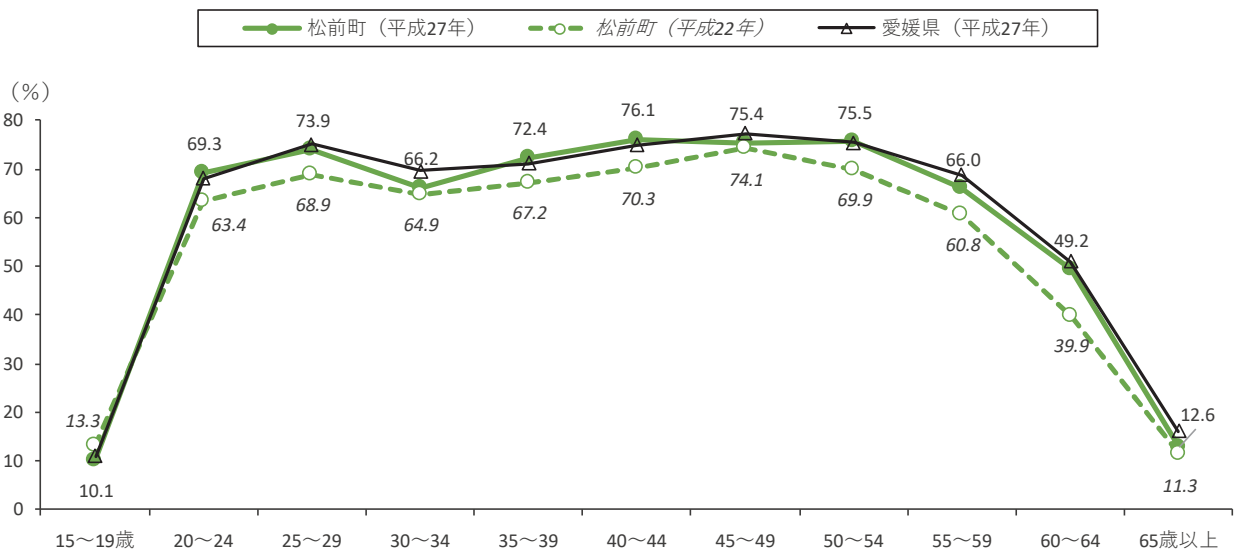
出典：国勢調査

(2) 女性の就業率

本町の平成27年の女性の年齢別就業率は、愛媛県と近い値となっていますが、30歳前半はやや低くなっています。また、平成22年と比較すると、20歳台や30歳台後半から40歳台前半まで上昇しています。

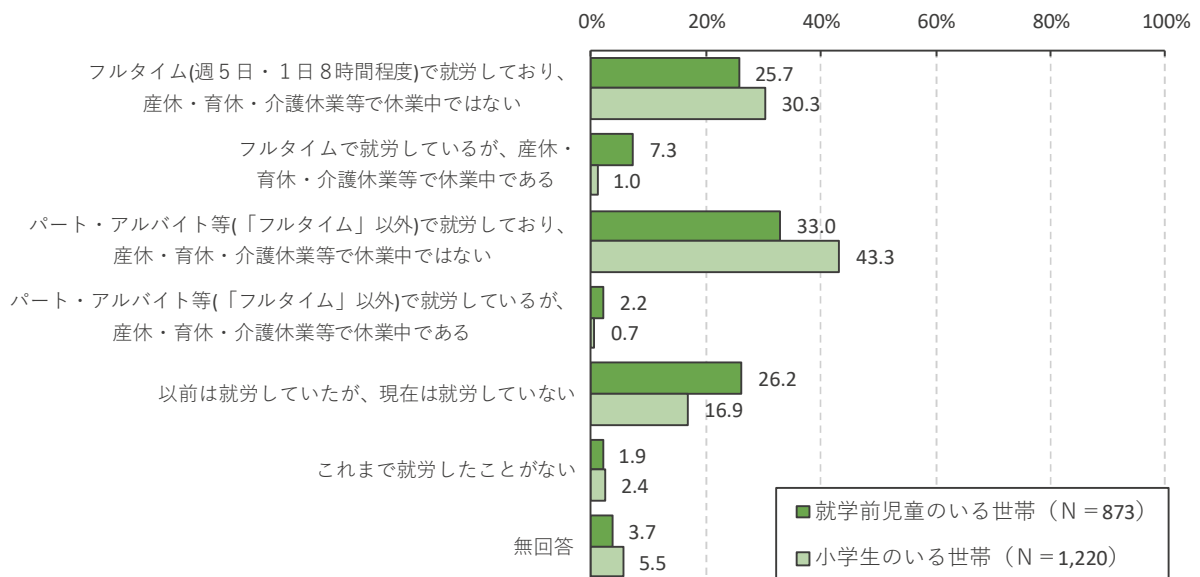
また、アンケート調査によると、「フルタイム（週5日・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業等で休業中ではない」母親は、就学前児童のいる世帯で25.7%、小学生のいる世帯で30.3%となっており、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業等で休業中ではない」は、就学前児童のいる世帯で33.0%、小学生のいる世帯で43.3%となっています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は、就学前児童のいる世帯で26.2%、小学生のいる世帯で16.9%となっています。

【年齢別女性就業率】



出典：国勢調査

【母親の就労状況】



出典：松前町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査

3 保育所（園）・幼稚園・認定こども園・学校の状況

(1) 保育所（園）の状況

本町には保育所（園）が6か所あり、公立保育所が5か所、私立保育園が1か所となっています。受け入れ年齢は、6か月からが4か所、1歳からが2か所となっています。また、延長保育は、松前ひまわり保育所の1か所で実施されています。

入所児童数は、二名保育所及び白鶴保育所以外の施設は、おおむね利用定員を満たしており、直近5か年の入所児童数は、400人前後で推移しています。

また、二名保育所は、令和元年度末で閉園します。

【保育所（園）の概要】（単位：人）

区分	名称	所在地	利用定員	入所児童数	受け入れ年齢	延長保育	一時預かり
公立	松前ひまわり保育所	北黒田 1 8 7 - 4	150	149	6か月	○	
	黒田保育所	北黒田 7 1 1 - 1	60	62	6か月		
	小富士保育所	大溝 1 1 8 - 4	60	77	6か月		
	二名保育所	出作 2 4 9 - 1	90	32	1歳		
	白鶴保育所	上高柳 2 6 6 - 1	60	31	1歳		
私立	岡田保育園	西高柳 1 4 7 - 1	50	56	6か月		
小計			470	407			
その他（町外施設を利用する児童）				15			
合計				422			

（各施設の入所児童数は、町外児童の利用数を除く。）

出典：福祉課（平成31年4月1日現在）

【保育所（園）入所児童数の推移】（単位：か所、人）

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
町内の施設数		6	6	6	6	6
入所児童数	0歳	10	19	11	14	18
	1・2歳	140	122	138	163	157
	3歳以上	254	239	246	252	247
	計	404	380	395	429	422

（入所児童数は、町内児童の町外施設の利用数を含み、町外児童の町内施設の利用数は除く。）

出典：福祉課（4月1日現在）

(2) 幼稚園の状況

本町の幼稚園は、3か所あり、公立幼稚園が2か所、私立幼稚園が1か所となっています。入所児童数は、いずれの施設も利用定員を下回っており、直近5か年の入所児童数は、平成28年をピークに減少傾向となっています。

また、青葉幼稚園は、令和2年度から認定こども園に移行する予定となっています。

【幼稚園の概要】(単位：人)

区分	名称	所在地	利用定員	入所児童数
公立	松前幼稚園	北黒田966-2	105	51
	古城幼稚園	筒井1387-1	105	66
私立	青葉幼稚園	徳丸332-2	105	60
小計			315	177
その他(町外施設を利用する児童)				100
合計				277

(各施設の入所児童数は、町外児童の利用数を除く。)
(その他には、町外の新制度未移行認可幼稚園の利用数を含む。)

出典：福祉課(平成31年4月1日現在)

【幼稚園入所児童数の推移】(単位：か所、人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
町内の施設数	3	3	3	3	3
入所児童数	324	337	330	300	277

(入所児童数は、町内児童の町外施設の利用数を含み、町外児童の町内施設の利用数は除く。)

出典：福祉課(4月1日現在)

(3) 認定こども園の状況

本町には認定こども園が2か所あり、保育の受け入れ年齢は、4か月からと6か月からで、いずれも延長保育を実施しています。また、エンゼル幼稚園は一時預かり（幼稚園型及び一般型）を、コモドまさき園は一時預かり（幼稚園型）を実施しています。

入所児童数は、増加傾向となっており、保育認定では利用定員を上回っている一方、教育認定では下回っている状況となっています。

【認定こども園の概要】（単位：人）

名称	所在地	認定	利用定員	入所児童数	受け入れ年齢	延長保育	一時預かり
エンゼル幼稚園 (H27.4 認定)	西古泉 5 6 1 - 1	保育	70	86	6 か月	○	○
		教育	210	102	—	—	
コモドまさき園 (H27.11 認定)	西古泉 4 9 8 - 1	保育	39	45	4 か月	○	—
		教育	11	8	—	—	○
小計		保育	109	131			
		教育	221	110			
その他（町外施設を利用する児童）		保育		25			
		教育		28			
合計		保育		156			
		教育		138			
		合計		294			

（各施設の入所児童数は、町外児童の利用数を除く。）
（その他（町外施設を利用する児童）には、地域型保育給付施設を含む。）

出典：福祉課（平成31年4月1日現在）

【認定こども園入所児童数の推移】（単位：人）

		認定	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
町内の施設数			1	2	2	2	2
入所児童数	0歳	保育	5	10	8	11	12
	1・2歳	保育	40	52	44	50	59
		保育	30	38	50	52	85
	3歳以上	教育	153	160	159	160	138
		計		228	260	261	273

（入所児童数は、町内児童の町外施設の利用数を含み、町外児童の町内施設の利用数は除く。）

出典：福祉課（4月1日現在）

(4) 教育・保育施設利用の推移

保育施設の利用は、全ての年齢区分において利用人数・利用率ともに、おおむね増加傾向となっており、3歳以上は、保育が増加傾向であるのに対して、教育は減少傾向となっています。

保育施設の待機児童数は、これまで年度当初の4月は0人で、年度途中に発生し、その人数は増加する傾向となっていました。平成31年度は4月1日時点で発生しています。

【教育・保育施設入所児童数の推移】(単位：人、%)

認定		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
利用 児童数	0歳	人口	193	195	199	211	200
		保育	15	29	19	25	※ 33
		利用率	7.8	14.9	9.5	11.8	16.5
	1・2歳	人口	498	468	438	449	487
		保育	180	174	182	213	※ 237
		利用率	36.1	37.2	41.6	47.4	48.7
	3歳以上	人口	800	802	811	803	787
		保育	284	277	296	304	※ 344
		利用率	35.5	34.5	36.5	37.9	43.7
		教育	477	497	489	460	415
		利用率	59.6	62.0	60.3	57.3	52.7
		保育と教育の計	761	774	785	764	※ 759
利用率	95.1	96.5	96.8	95.1	96.4		

(利用児童数・3歳以上・教育には、新制度未移行園の認可幼稚園利用者数を含む。)

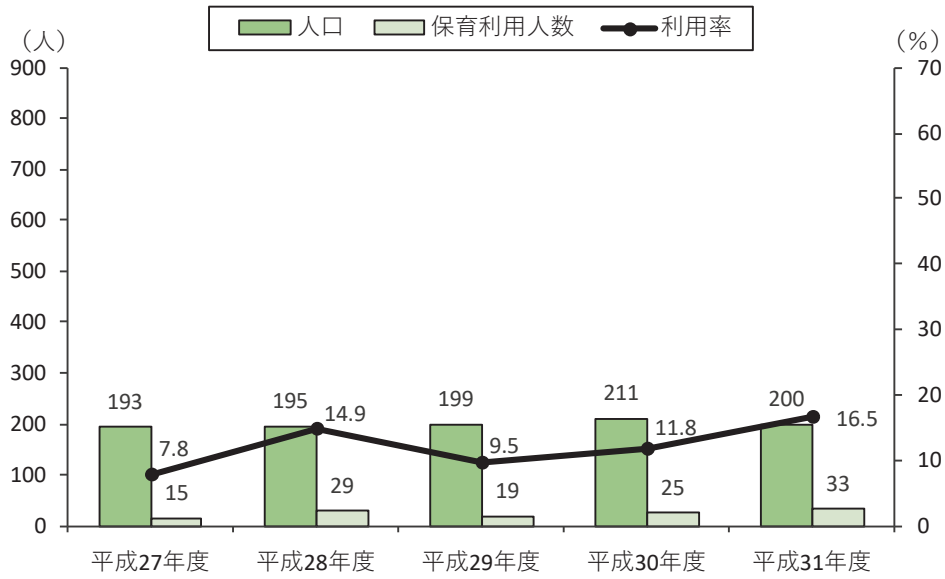
※ 待機児童数を加算した数値

出典：福祉課(4月1日現在)

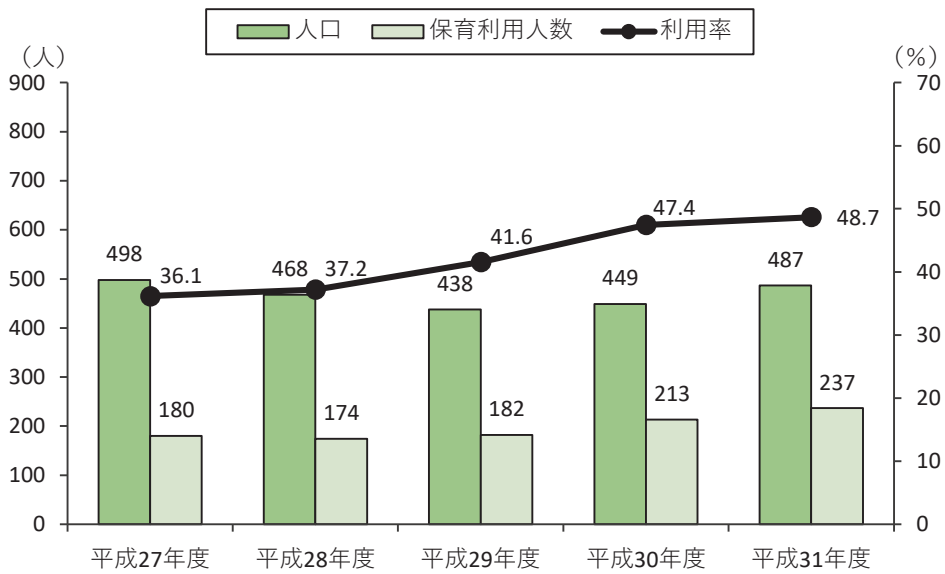
【保育施設の待機児童数の推移】(単位：人)

待機児童数		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
4月	0歳	0	0	0	0	3
	1・2歳	0	0	0	0	21
	3歳以上	0	0	0	0	12
	合計	0	0	0	0	36
10月	0歳	3	10	12	28	31
	1・2歳	0	5	4	17	26
	3歳以上	0	0	0	0	3
	合計	3	15	16	45	60

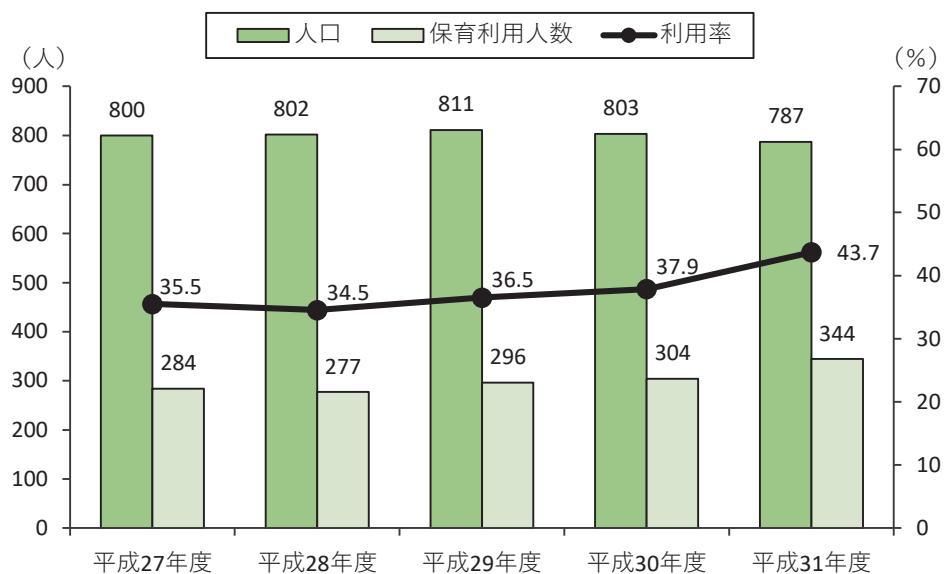
【0歳の保育利用の推移】



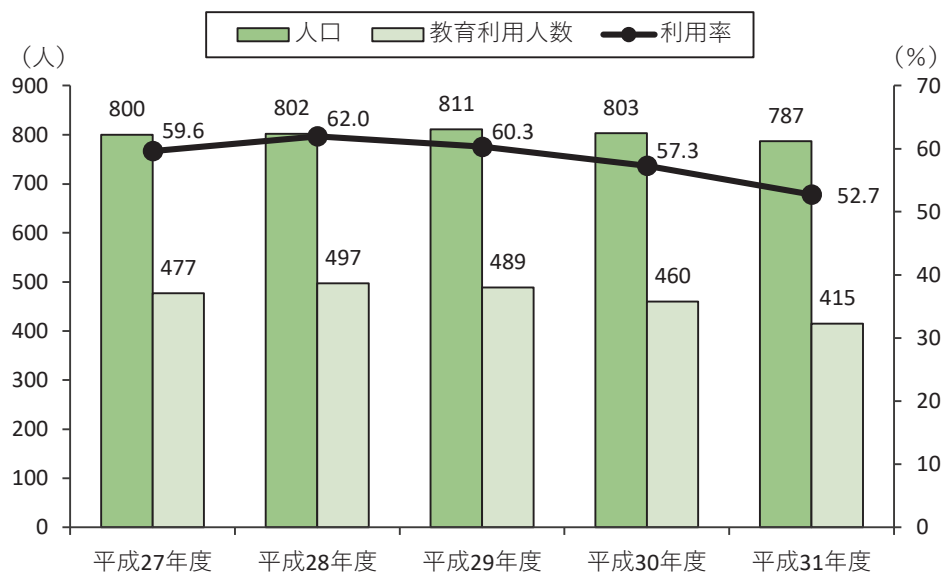
【1・2歳の保育利用の推移】



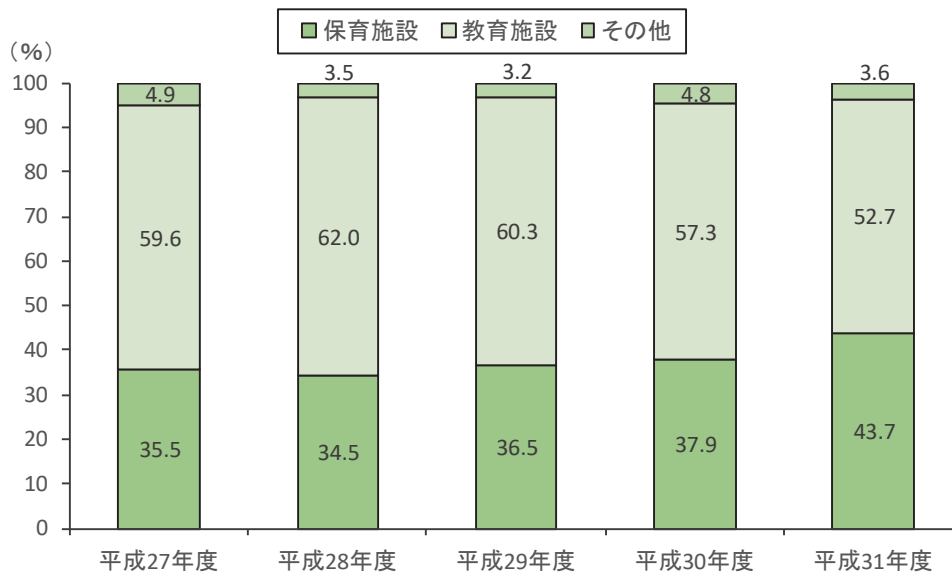
【3歳以上の保育利用の推移】



【3歳以上の教育利用の推移】



【3歳以上児の施設別利用率の推移】



(5) 小・中学校の状況と推移

小学校児童数は、増減を繰り返していますが、おおむね増加傾向にあり、平成31年で1,736人となっています。一方、中学校生徒数は、減少傾向にあり、平成31年には780人となっています。

【小・中学校の概要】(単位：学級、人)

区分		名称	所在地	学級数	在校児童・生徒数
公立	小学校	松前小学校	筒井1175	27	745
		岡田小学校	西高柳156	17	536
		北伊予小学校	神崎226	19	455
合計				63	1,736
公立	中学校	松前中学校	浜963	12	339
		岡田中学校	昌農内443-1	10	236
		北伊予中学校	神崎415-1	7	205
合計				29	780

出典：学校基本調査（令和元年5月1日現在）

【小・中学校の推移】(単位：学級、人)

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
小学校 (3校)	学級数	66	66	67	66	66
	特別支援学級	8	8	10	9	7
	児童数	1,678	1,696	1,684	1,708	1,736
	特別支援学級	19	19	21	22	21
中学校 (3校)	学級数	31	31	30	27	29
	特別支援学級	5	5	6	5	7
	生徒数	861	837	807	777	780
	特別支援学級	9	7	8	7	9

出典：学校基本調査（5月1日現在）

4 子育て支援サービスの状況

(1) 認可外保育施設

町内には1か所の認可外保育施設があり、都市型保育園ポポラー愛媛エミフルMASAKI園では夜間保育、休日保育、一時預かりを実施しています。

【認可外保育施設の概要】(単位：人)

名称	所在地	定員	入所児童数	受け入れ年齢	夜間保育	休日保育	一時預かり
都市型保育園ポポラー愛媛エミフルMASAKI園	筒井850 エミフルMASAKI 1階	48	9	2か月	○	○	○

出典：福祉課（平成31年4月1日現在）

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭など留守家庭の児童に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

本町では学校区ごとに1か所設置しており、北伊予小学校放課後児童クラブについては、専用施設の整備に伴い、6年生までの受け入れをしています。

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の概要】(単位：人)

名称	所在地	定員	受け入れ児童数
松前小学校放課後児童クラブ	松前小学校 筒井1175番地	100	105
北伊予小学校放課後児童クラブ	専用施設 神崎226番地4	120	157
岡田小学校放課後児童クラブ	公有地専用施設 西高柳117番地1 岡田小学校 西高柳156番地	80	79

出典：福祉課（平成31年4月1日現在）

(3) 放課後子ども教室

放課後や週末に小学校の教室などを活用し、地域の方々が指導者やボランティアとして参加して、子どもたちがスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを実施する事業です。

【放課後子ども教室の概要】(単位：人)

名称	所在地	定員	受入児童数	実施時期	活動内容
松前小学校 放課後子ども教室	松前小学校 松前町西公民館	30	35	金曜(年間20回程度) ※長期休業中は除く	・自主学習(宿題) ・軽スポーツ・自由遊び ・紙芝居・読み聞かせ ・折り紙・紙飛行機
北伊予小学校 放課後子ども教室	北伊予小学校 松前町東公民館	30	35	金曜(年間20回程度) ※長期休業中は除く	・自主学習(宿題) ・軽スポーツ・自由遊び ・紙芝居・読み聞かせ ・日本文化・クラフト
岡田小学校 放課後子ども教室	岡田小学校 松前町北公民館	30	33	金曜(年間20回程度) ※長期休業中は除く	・自主学習(宿題) ・軽スポーツ・自由遊び ・紙芝居・日本文化 ・工作・クラフト

出典：社会教育課(平成30年度実績)

(4) 児童館

児童館では、幼児、児童の健全育成を目的に各種教室を開催しています。

【児童館の概要】

名称	所在地	利用時間	休館日
松前町児童館	昌農内456-1	8:30~17:00	月曜・祝日(こどもの日は開館)・ 年末年始

出典：福祉課(平成31年4月1日現在)

(5) 地域子育て支援拠点

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する事業です。

育児相談や各種サークル活動の育成・支援、子育て情報の提供等を行っています。

【松前町地域子育て支援センターの概要】

名称	所在地	利用時間	休館日
松前町地域子育て支援センター	筒井710-1 (松前町総合福祉センター2階)	9:00~17:00	日曜・祝日・ 年末年始

出典：福祉課(平成31年4月1日現在)

(6) 病児保育

保護者が就労している場合等において、子どもが病気のため集団保育等が困難な際に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師、保育士等が一時的に保育する事業です。

広域（松前町・松山市・砥部町）で実施しており、松前町内の小児科医院に事業を委託しています。

【病児保育の概要】

名称	所在地	定員	保育時間
むかいだ小児科 キッズハウス	恵久美792-1	6人/日	【月～金】8:30～18:00 【土】8:30～12:30 (当日、診察を受けてからの利用は9:00～)

出典：福祉課（平成31年4月1日現在）

(7) 子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）

子どもの預かり等の「援助を受けたい人」「援助を行いたい人」が相互に会員となり、子育てについて助け合う事業です。

保育所・幼稚園児や放課後児童クラブの児童の送迎・預かりを中心に、子育ての先輩として相談相手になったり、育児援助をしったりなど幅広く活動しています。

【まさきファミリー・サポート・センターの概要】

活動日	利用額（円/1時間）
月～金 8:00～20:00	700
月～金 上記以外の時間帯	800
土日・祝日及び年末年始 8:00～20:00	800
土日・祝日及び年末年始 上記以外の時間帯	900
緊急援助活動	900

出典：福祉課（平成31年4月1日現在）

【会員数の推移】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
サポート会員数	54	61	63	67	72
利用会員数	215	277	294	343	363
両会員数	8	9	10	13	13

(7月末現在)

5 「松前町子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

(1) 幼児期の学校教育・保育

「松前町子ども・子育て支援事業計画」における幼児期の学校教育・保育の数値目標と実施状況は、次のとおりです。

【幼児期の学校教育・保育（3歳以上の子ども）の目標と実績】

		単位	平成31年度	
			第1期計画目標 (利用の見込み)	実績 (平成31年度)
教育を希望する子ども (1号認定+2号認定)	幼稚園・認定こども園 (特定教育・保育施設)	人	457	415
保育を希望する子ども (2号認定)	保育所・認定こども園 (特定教育・保育施設)	人	313	332

【幼児期の学校教育・保育（3歳未満の子ども）の目標と実績】

		単位	平成31年度	
			第1期計画目標 (利用の見込み)	実績 (平成31年度)
0歳児 (3号認定)	保育所・認定こども園 (特定教育・保育施設)	人	47	30
1・2歳児 (3号認定)	保育所・認定こども園 (特定教育・保育施設)	人	185	216

(2) 地域子ども・子育て支援事業

「松前町子ども・子育て支援事業計画」における地域子ども・子育て支援事業の数値目標と実施状況は、次のとおりです。

【地域子ども・子育て支援事業の目標と実績】

	単位	平成 31 年度	
		第 1 期計画目標 (利用の見込み)	実績 (平成 30 年度)
時間外保育事業（延長保育事業）	人	106	61
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	人	332	※ 341
子育て短期支援事業（ショートステイ）	人	8	0
地域子育て支援拠点事業	人	6,445	5,314
一時預かり事業（在園児対象）	幼稚園型	23,379	13,830
一時預かり事業（その他）	一般型	1,699	1,674
病児・病後児保育事業	病児・病後児対応型	1,080	591
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児のみ）	人	2,184	626
利用者支援事業	か所	1	0
妊婦健康診査（受診回数）	人	2,596	2,150
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（訪問回数）	人	217	191
養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業	人	8	0

※ 放課後児童健全育成（放課後児童クラブ）の実施は、平成 31 年 4 月 1 日現在を示す。

6 アンケート調査結果の概要

計画策定に先立って実施した「松前町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」結果の概要を紹介します。

(1) 就学前児童のいる世帯

- 調査対象：町内在住の就学前児童がいる家庭の保護者 1,163 世帯
- 調査期間：平成 31 年 1 月 28 日～平成 31 年 2 月 12 日
- 調査方法：幼稚園・保育所・認定こども園における配布・回収、郵送配布・回収
- 配布・回収：

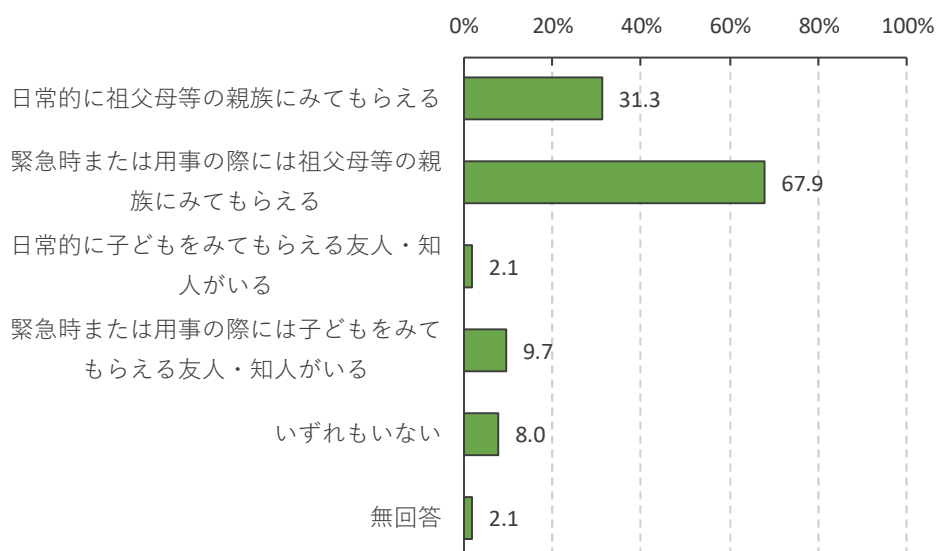
配布数	回収数	回収率
1,163 票	873 票	75.1%

ア 子どもの育ちを巡る環境について

①日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 31.3%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が 2.1%と、日常的に子どもをみてもらえる人がいる割合は、33.4%となっています。また、「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 67.9%、「緊急時または用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が 9.7%と、緊急時または用事の際には子どもをみてもらえる人がいる割合は、77.6%となっています。

【日頃子どもをみてくれる人の有無 (N=873)】

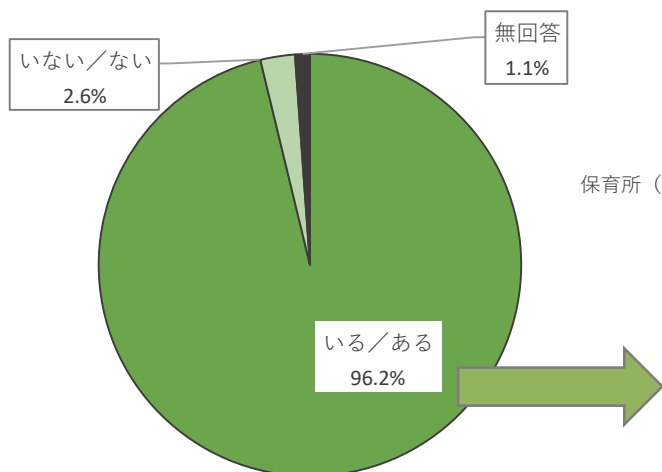


※「アンケート調査結果の概要」の中の「N」は回答者数を表します。

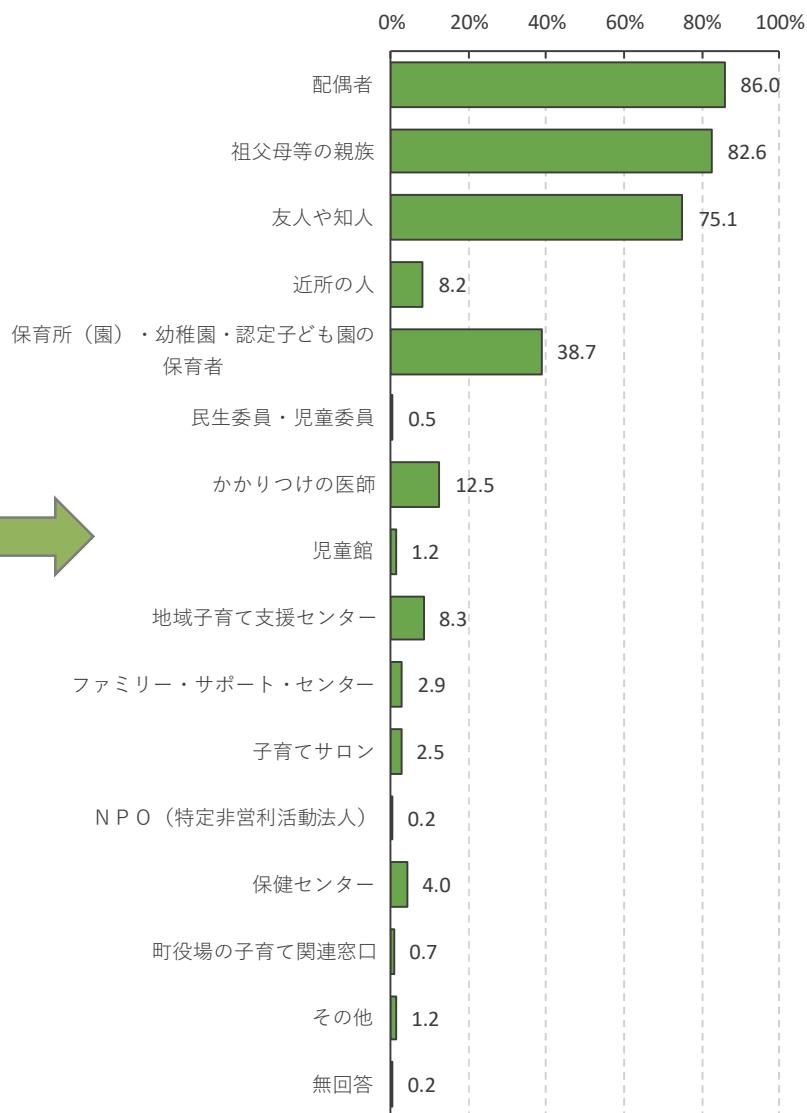
②子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無

子育てについて気軽に相談できる人・場所が「いる／ある」の割合は、96.2%となっており、内訳は、「配偶者」、「祖父母等の親族」、「友人や知人」が多くなっています。

【相談できる人の有無 (N=873)】



【相談先 (N=840)】



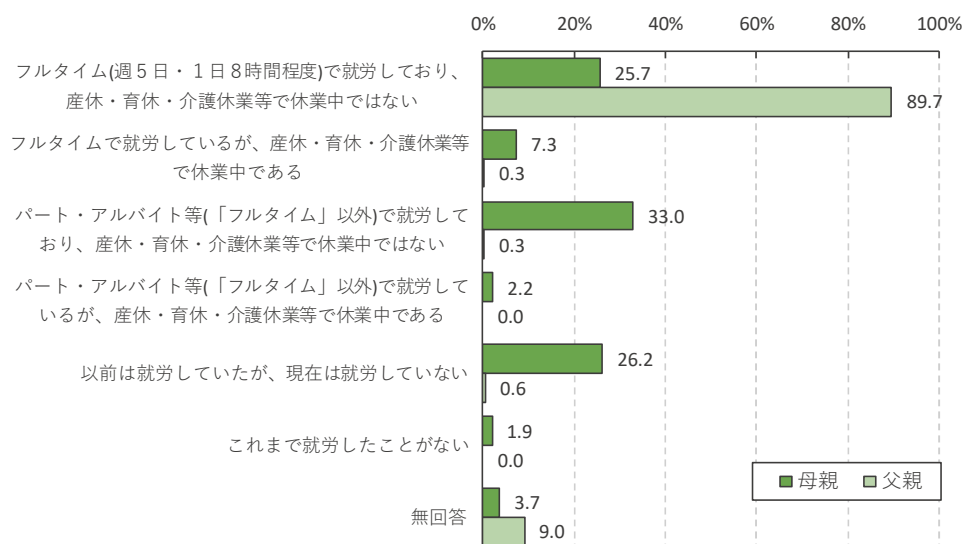
イ 保護者の就労状況について

①現在の就労状況

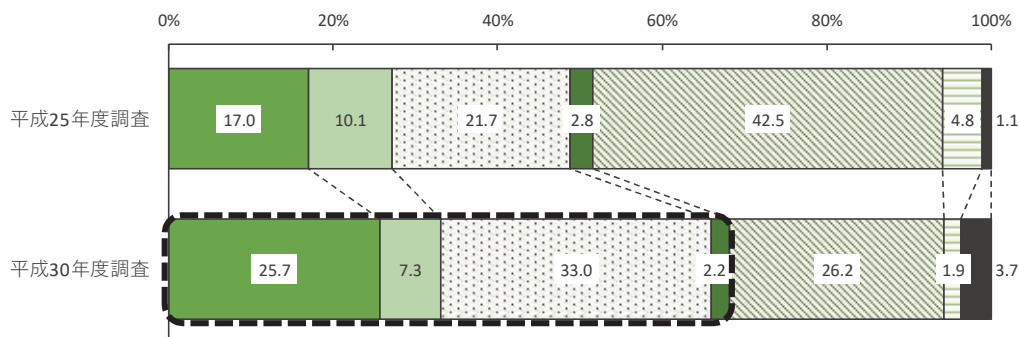
母親については、「フルタイム（週5日・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業等で休業中ではない」が25.7%、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業等で休業中ではない」が33.0%で、現在就労している割合は、58.7%となっています。父親については、「フルタイム（週5日・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業等で休業中ではない」が89.7%、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業等で休業中ではない」が0.3%で、現在就労している割合は、90.0%となっています。

母親の就労状況について平成25年度の調査結果と比較してみると、フルタイムやパート・アルバイト等で就労している（産休・育休・介護休業中を含む）割合は、51.6%から68.2%と増加しており、母親の就労率が上昇していることが分かります。

【就労状況 [母親 (N=873)、父親 (N=873)]】



【母親の就労状況 [平成25年度 (N=848)、平成30年度 (N=873)]】



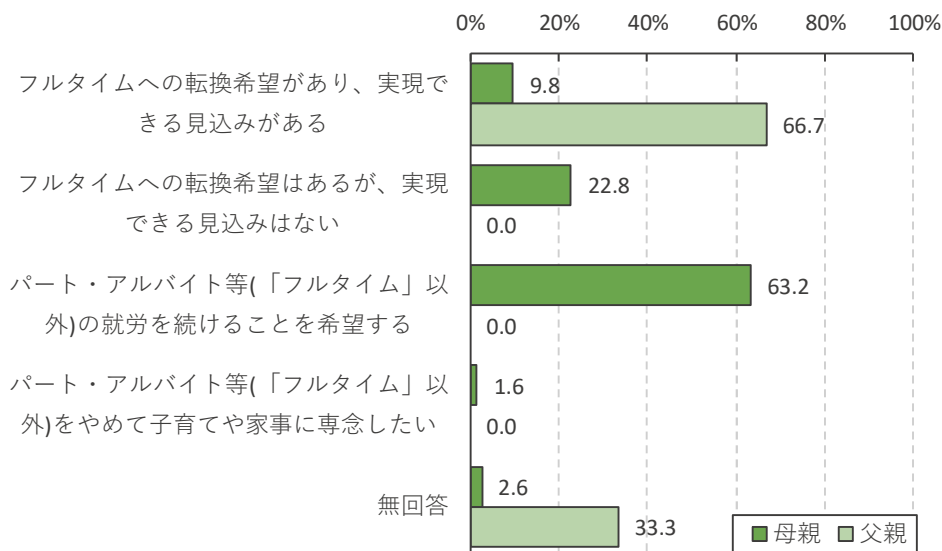
- フルタイム(週5日・1日8時間程度)で就労しており、産休・育休・介護休業等で休業中ではない。
- ▨ フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業等で休業中である。
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)で就労しており、産休・育休・介護休業等で休業中ではない。
- ▩ パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)で就労しているが、産休・育休・介護休業等で休業中である。
- ▨ 以前は就労していたが、現在は就労していない。
- これまで就労したことがない。
- 無回答

②フルタイムへの転換希望（パート・アルバイト等で就労している者）

パート・アルバイト等で就労している者のフルタイムへの転換希望は、母親が32.6%で、うち、「実現できる見込みがある」が9.8%、「実現できる見込みはない」が22.8%となっています。

【フルタイムへの転換希望（パート・アルバイト等就労者）

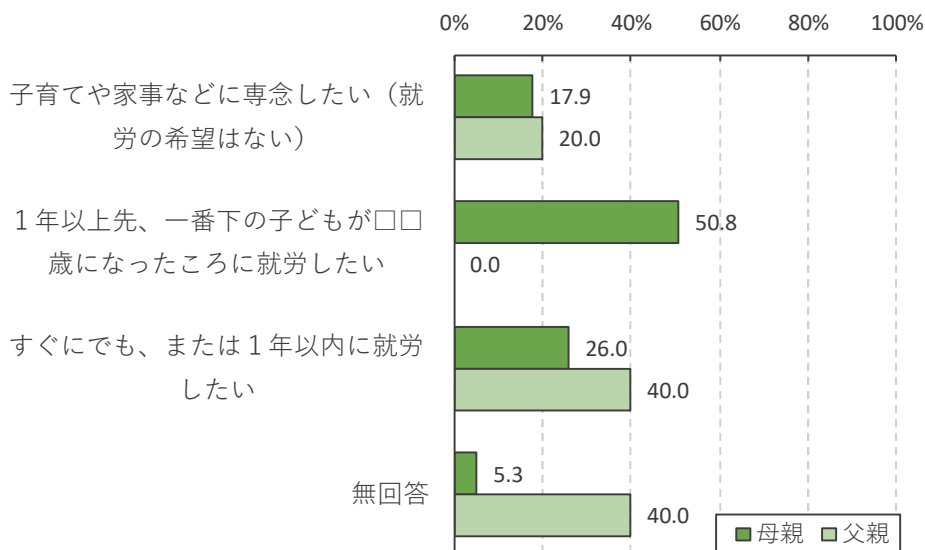
【母親（N=307）、父親（N=3）】



③就労希望（現在就労していない者）

現在就労していない者の就労希望は、母親では、「1年以上先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」が50.8%と最も高く、次いで「すぐにでも、または1年以内に就労したい」が26.0%で、8割近くが将来的には就労することを希望しています。

【就労希望（現在就労していない者）【母親（N=246）、父親（N=5）】



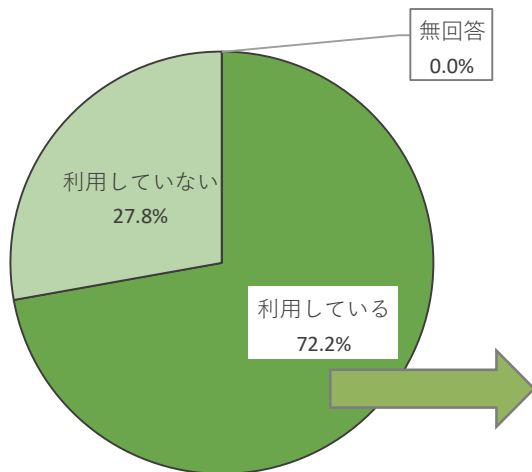
ウ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

①定期的な教育・保育事業の利用の有無と利用事業

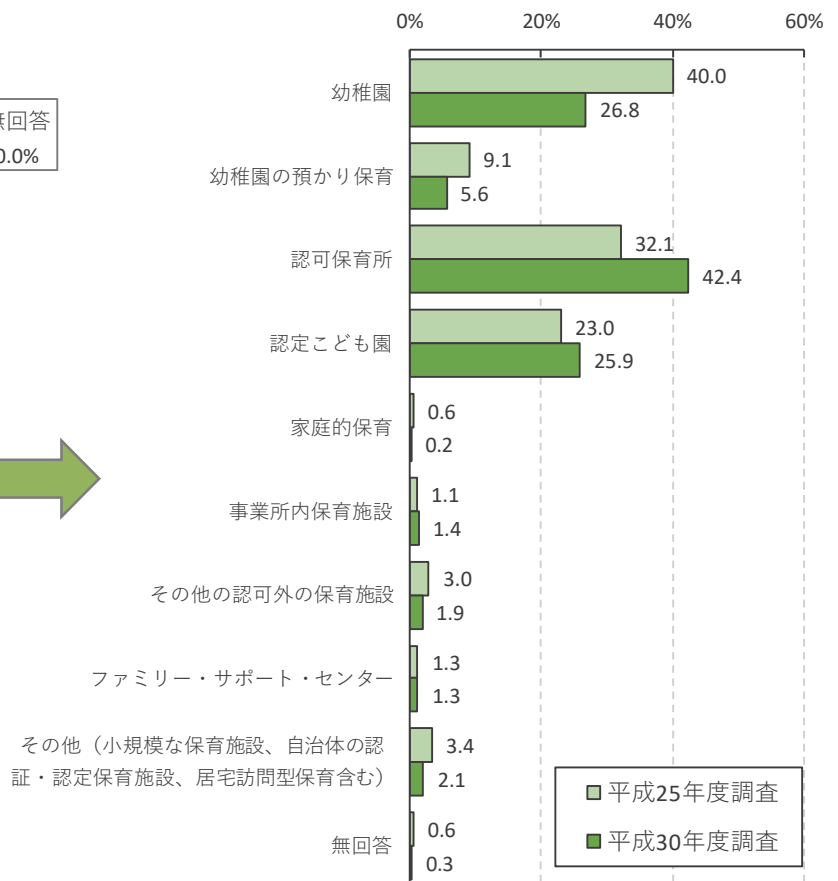
定期的な教育・保育事業を「利用している」割合は、72.2%となっており、利用事業については、「認可保育所」が42.4%と最も高く、次いで「幼稚園」が26.8%、「認定こども園」が25.9%となっています。

また、前回の調査と比較してみると、「幼稚園」の割合は、平成25年度では40.0%と最も高かったのに対し、平成30年度では13.2ポイント減少しています。一方、「認可保育所」の割合は、平成25年度では32.1%でしたが、平成30年度には10.3ポイント増加しており、最も高い割合を示しています。また、「認定こども園」についても、利用者の増加が見られます。

【定期的な教育・保育事業の利用の有無
(N=873)】



【利用している定期的な教育・保育事業
[平成25年度 (N=527)、平成30年度 (N=630)]】

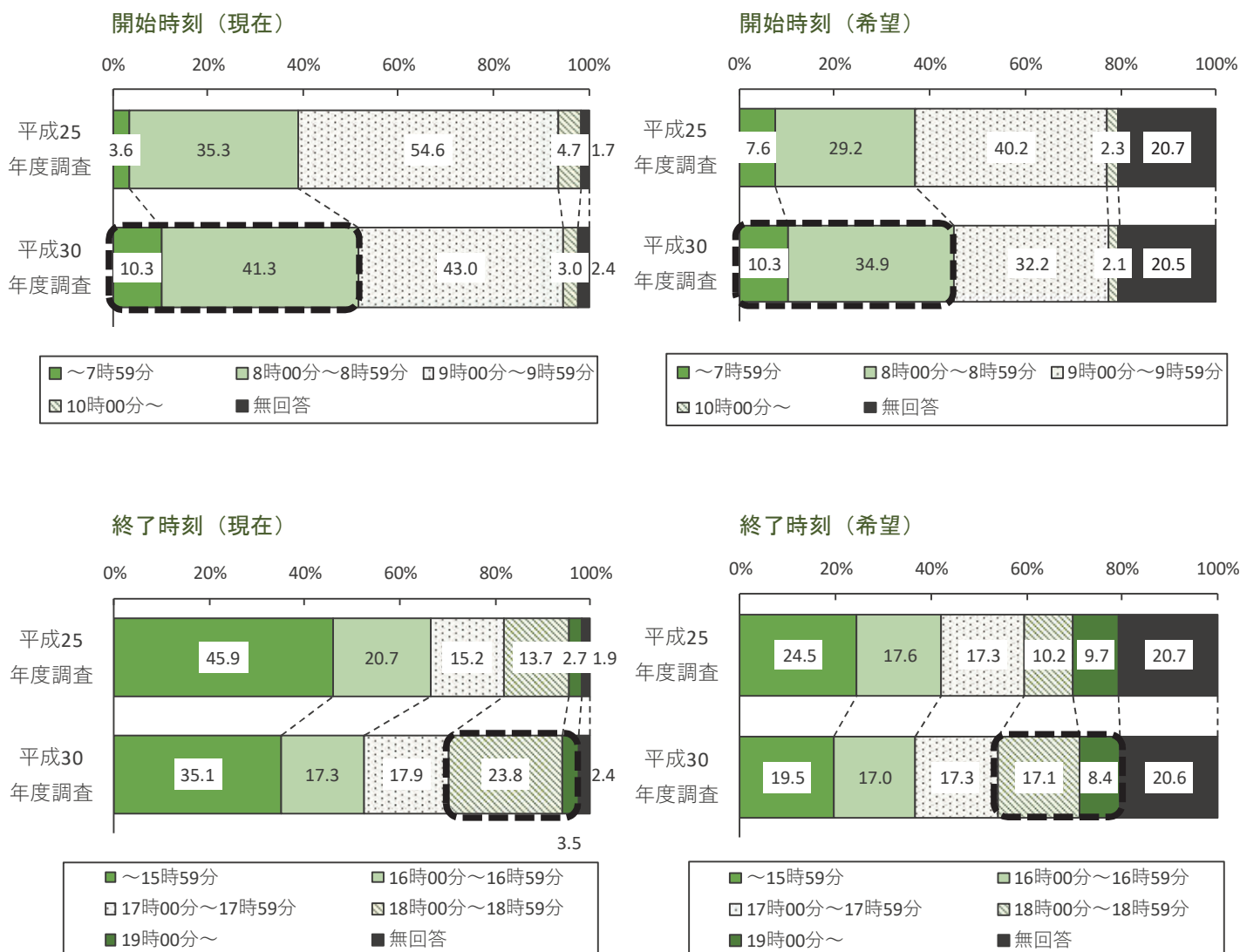


②定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望

定期的な教育・保育事業の利用時間帯について、希望する開始時刻を見ると、現在に比べて「8時00分～8時59分」と「9時00分～9時59分」の順位が逆転しており、現在よりも早い時刻からの開始が求められていることが分かります。また、希望する終了時刻については、現在に比べて「19時00分～」の割合が3.5%から8.4%に上がっていることから、現在よりも遅い時刻までの利用を求めている人が一定割合いることが分かります。

前回の調査と現在の利用時間帯を比較すると、開始時刻については、9時00分より前に利用する人の割合が平成25年度では38.9%、平成30年度では51.6%と増加しており、終了時刻については、18時以降の割合が増加しています。また、希望する利用時間帯を比較すると、9時00分より前に利用を開始する人の割合が平成25年度では36.8%、平成30年度では45.2%と増加しており、終了時刻については、18時以降の割合が増加しています。

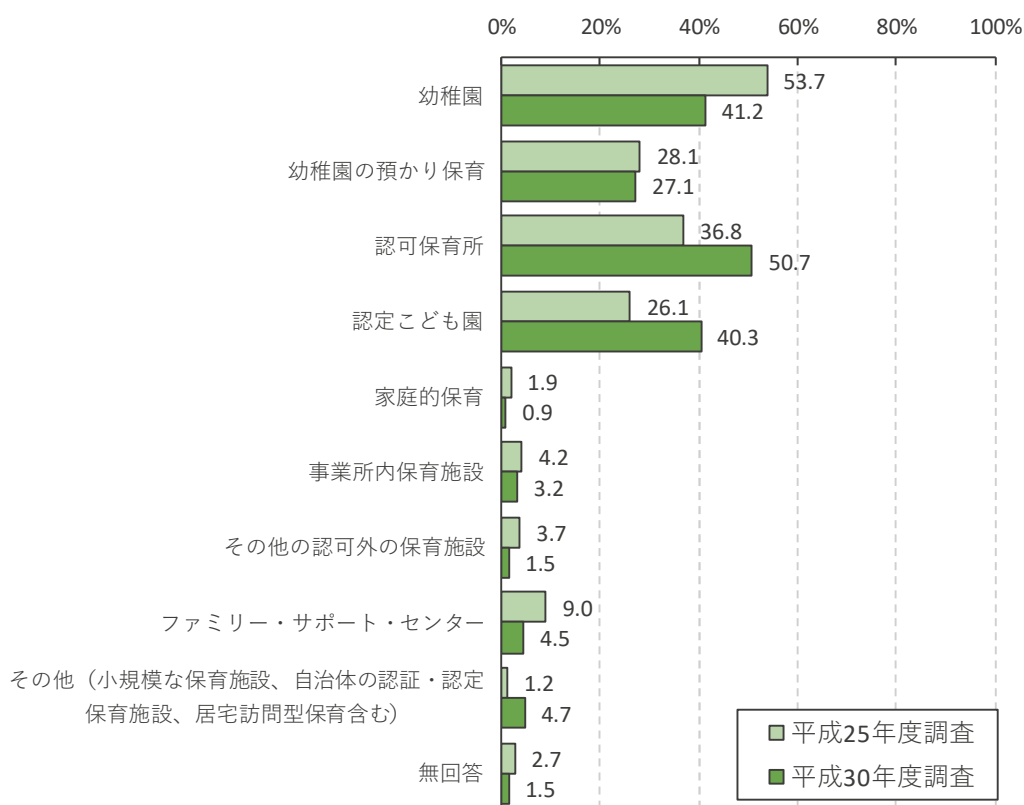
【開始・終了時刻（現在・希望）[平成25年度（N=527）、平成30年度（N=630）】



③今後利用したい定期的な教育・保育事業

今後利用したい定期的な教育・保育事業については、「認可保育所」が50.7%と最も高く、次いで「幼稚園」が41.2%、「認定こども園」が40.3%となっています。前回の調査と比較してみると、「幼稚園」の割合は、平成25年度では53.7%と最も高かったのに対し、平成30年度では12.5ポイント減少しています。一方、「認可保育所」の割合は、平成25年度では36.8%でしたが、平成30年度には13.9ポイント増加し、最も高い割合を示しています。また、「認定こども園」についても、利用希望者の増加が見られます。

【今後利用したい定期的な教育・保育事業 [平成25年度 (N=848)、平成30年度 (N=873)]】

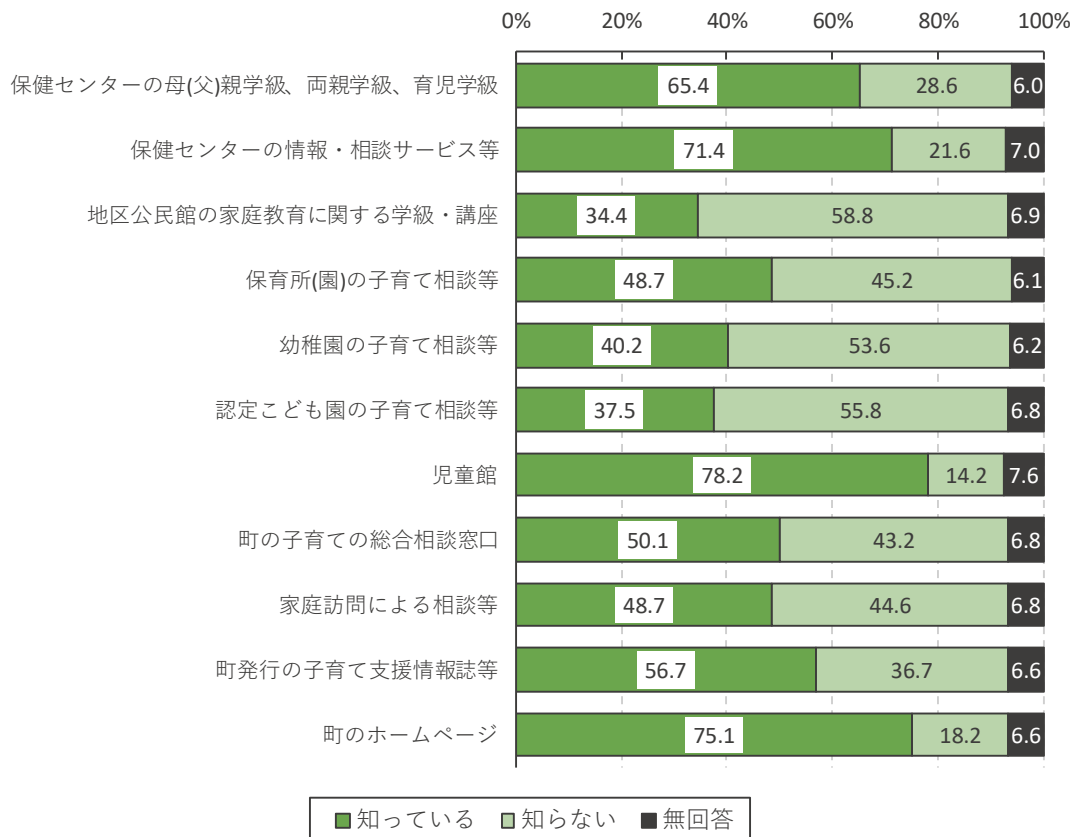


工 地域子育て支援事業の認知度や利用状況、利用意向

①認知度

子育て支援事業の認知度について、「知っている」の割合が6割以上の事業は、「児童館」が78.2%と最も高く、次いで「町のホームページ」が75.1%、「保健センターの情報・相談サービス等」が71.4%、「保健センターの母（父）親学級、両親学級、育児学級」が65.4%となっています。一方、「知らない」の割合が5割以上の事業は、「地区公民館の家庭教育に関する学級・講座」が58.8%と最も高く、次いで「認定こども園の子育て相談等」が55.8%、「幼稚園の子育て相談等」が53.6%となっています。

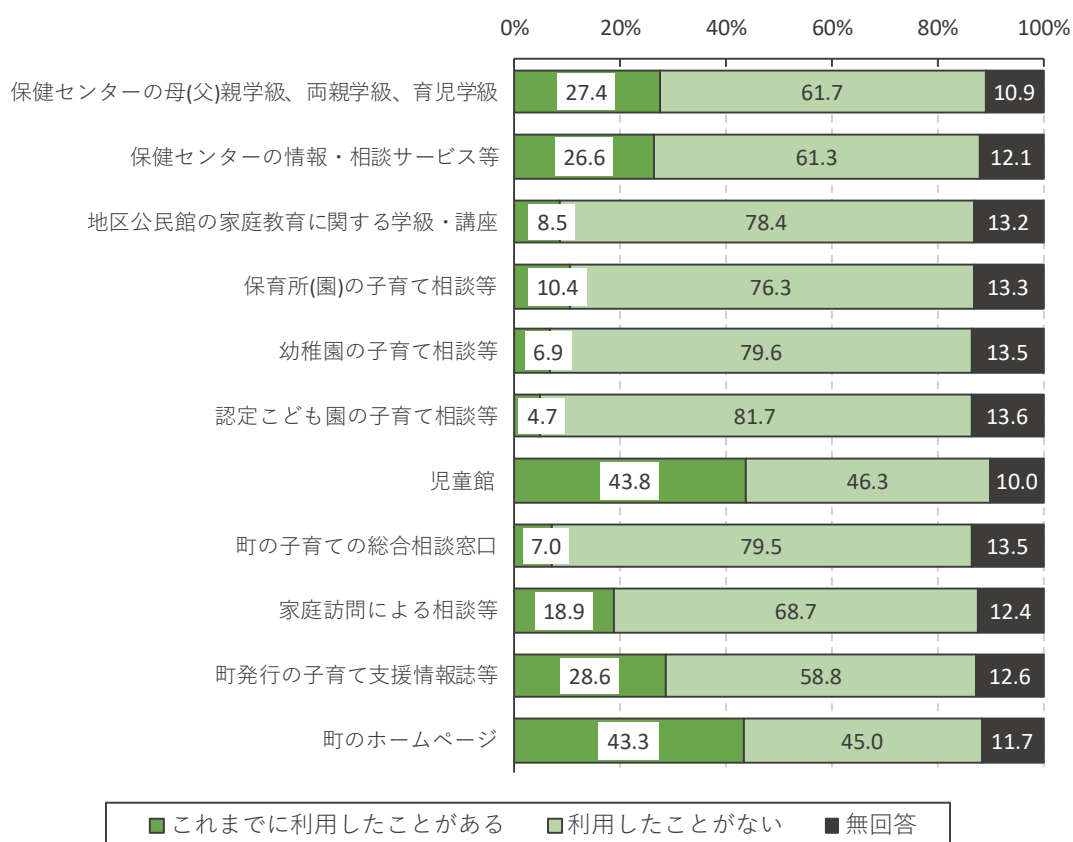
【認知度（N=873）】



②利用状況

子育て支援事業の利用状況について、「これまでに利用したことがある」の割合が2割以上の事業は、「児童館」が43.8%と最も高く、次いで「町のホームページ」が43.3%、「町発行の子育て支援情報誌等」が28.6%、「保健センターの母（父）親学級、両親学級、育児学級」が27.4%、「保健センターの情報・相談サービス等」が26.6%となっています。一方、「利用したことがない」の割合が7割以上の事業は、「認定こども園の子育て相談等」が81.7%と最も高く、次いで「幼稚園の子育て相談等」が79.6%、「町の子育ての総合相談窓口」が79.5%、「地区公民館の家庭教育に関する学級・講座」が78.4%、「保育所（園）の子育て相談等」が76.3%となっています。

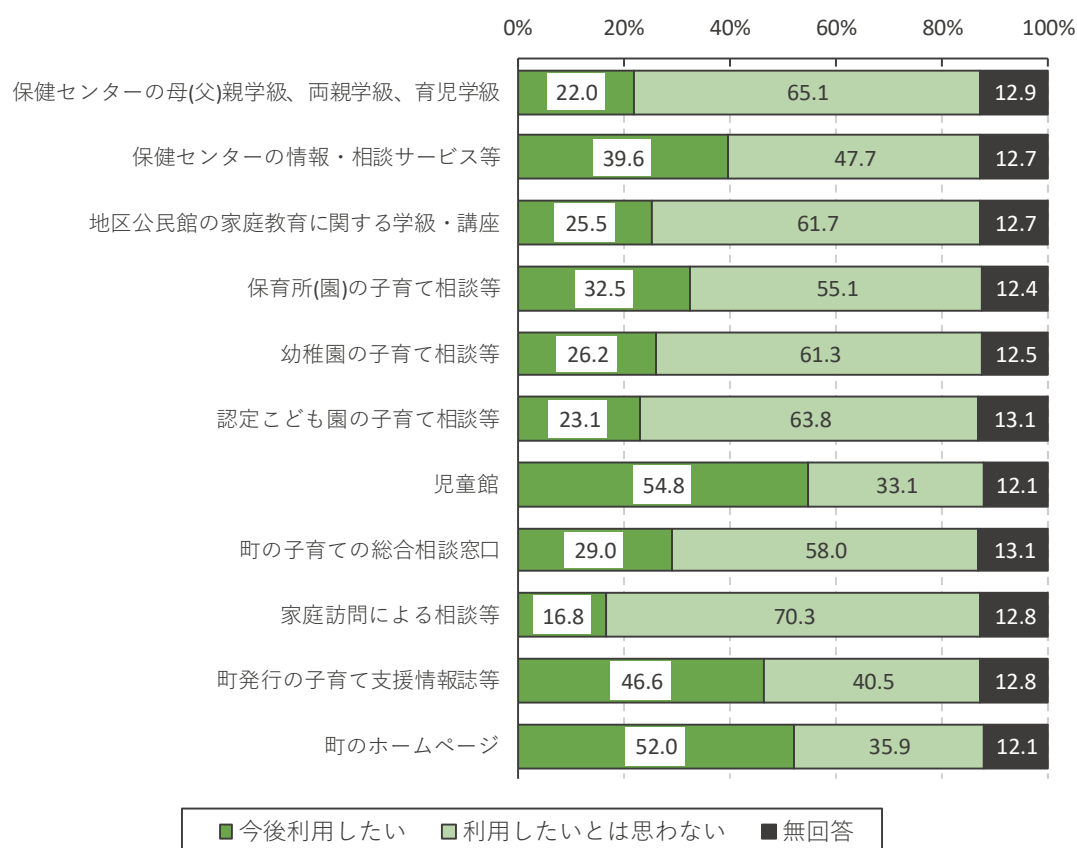
【利用経験（N=873）】



③利用意向

子育て支援事業の利用意向について、「今後利用したい」の割合が3割以上の事業は、「児童館」が54.8%と最も高く、次いで「町のホームページ」が52.0%、「町発行の子育て支援情報誌等」が46.6%、「保健センターの情報・相談サービス等」が39.6%、「保育所（園）の子育て相談等」が32.5%となっています。一方、「利用したいとは思わない」の割合が6割以上の事業は、「家庭訪問による相談等」が70.3%と最も高く、次いで「保健センターの母（父）親学級、両親学級、育児学級」が65.1%、「認定こども園の子育て相談等」が63.8%、「地区公民館の家庭教育に関する学級・講座」が61.7%、「幼稚園の子育て相談等」が61.3%となっています。

【利用意向（N=873）】

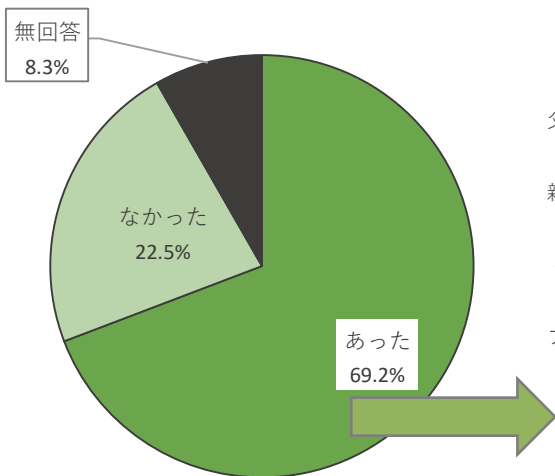


オ 病気やケガの際の対応について

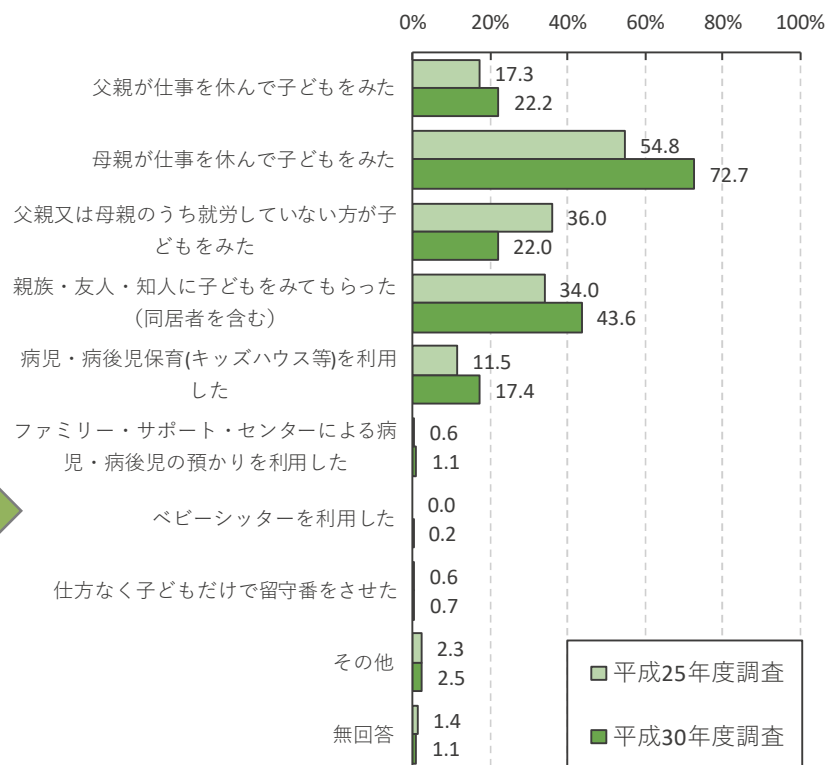
子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育事業が利用できなかったことの有無については、「あった」が69.2%となっています。また、利用できなかった場合の対応については、「母親が仕事を休んで子どもをみた」が72.7%と最も高く、次いで「親族・友人・知人に子どもをみてもらった（同居者を含む）」が43.6%、「父親が仕事を休んで子どもをみた」が22.2%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が22.0%となっています。

普段利用している教育・保育事業が利用できなかった場合の対応について、前回の調査と比較してみると、「母親が仕事を休んで子どもをみた」の割合が増えている一方、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合は減っており、その理由として、母親の就労率の増加が考えられます。また、平成25年度と比べて、「親族・友人・知人に子どもをみてもらった」の割合が「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合を上回っています。

【子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育事業が利用できなかったことの有無（N=630）】



【利用できなかった場合の対応 [平成25年度（N=347）、平成30年度（N=436）】

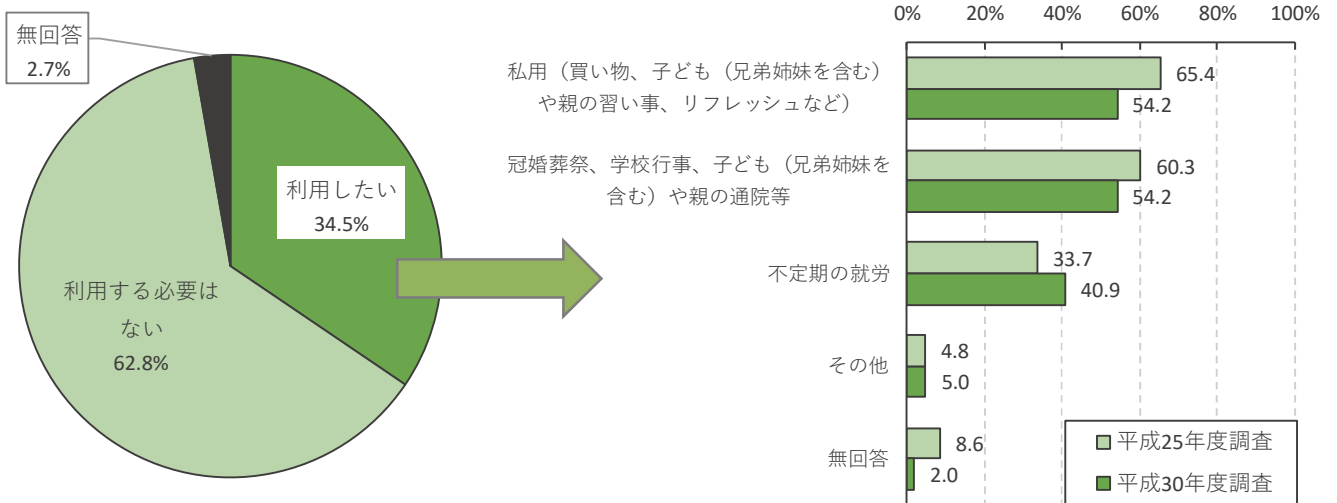


カ 不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等を「利用したい」割合は、34.5%となっており、利用目的については、「私用（買い物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事、リフレッシュなど）」、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が54.2%と同率で最も高く、次いで「不特定の就労」が40.9%となっています。

【不特定の事業の利用希望（N=873）】

【利用目的 [平成25年度（N=315）、平成30年度（N=301）】



キ 小学校就学後の放課後の過ごし方について（3歳以上）

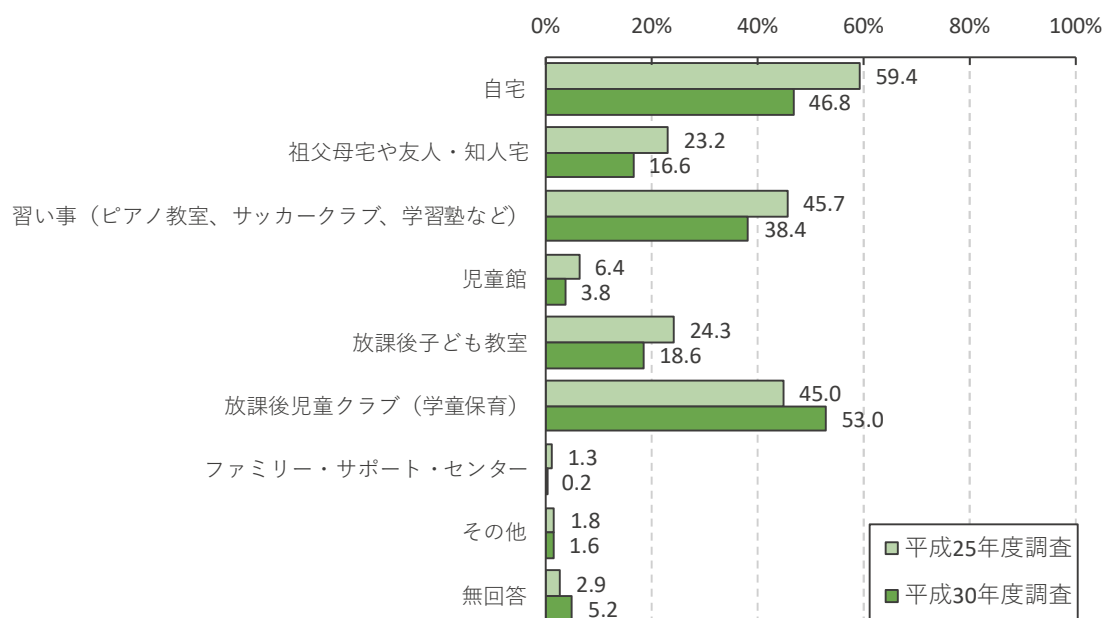
①低学年（1～3年生）

放課後の時間を過ごさせたい場所（低学年）については、「放課後児童クラブ（学童保育）」が53.0%と最も高く、次いで「自宅」が46.8%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が38.4%となっています。

前回の調査と比較すると、「自宅」の割合が、平成25年度の調査では59.4%と最も高かったのに対し、平成30年度の調査では12.6ポイント減少しています。一方、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合は、平成25年度では45.0%でしたが、平成30年度には8.0ポイント増加し、最も高い割合を示しています。

【放課後の時間を過ごさせたい場所（低学年）

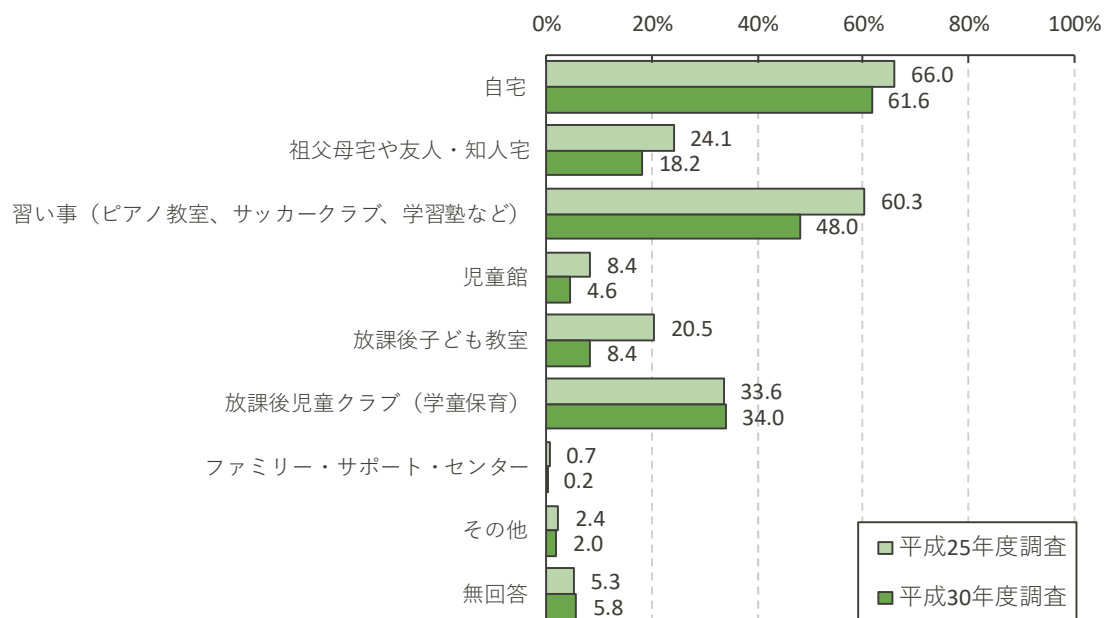
[平成25年度（N=453）、平成30年度（N=500）]



②高学年（4～6年生）

放課後の時間を過ごさせたい場所（高学年）については、「自宅」が61.6%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が48.0%、「放課後児童クラブ」が34.0%となっています。

【放課後の時間を過ごさせたい場所（高学年）
[平成25年度（N=453）、平成30年度（N=500）】

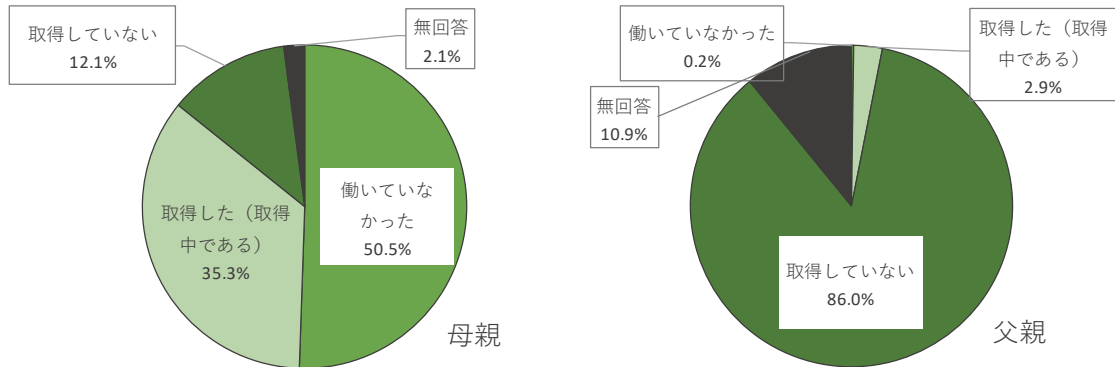


ク 育児休業について

①育児休業の取得状況

育児休業を「取得した（取得中である）」母親は 35.3%、父親は 2.9%となっています。

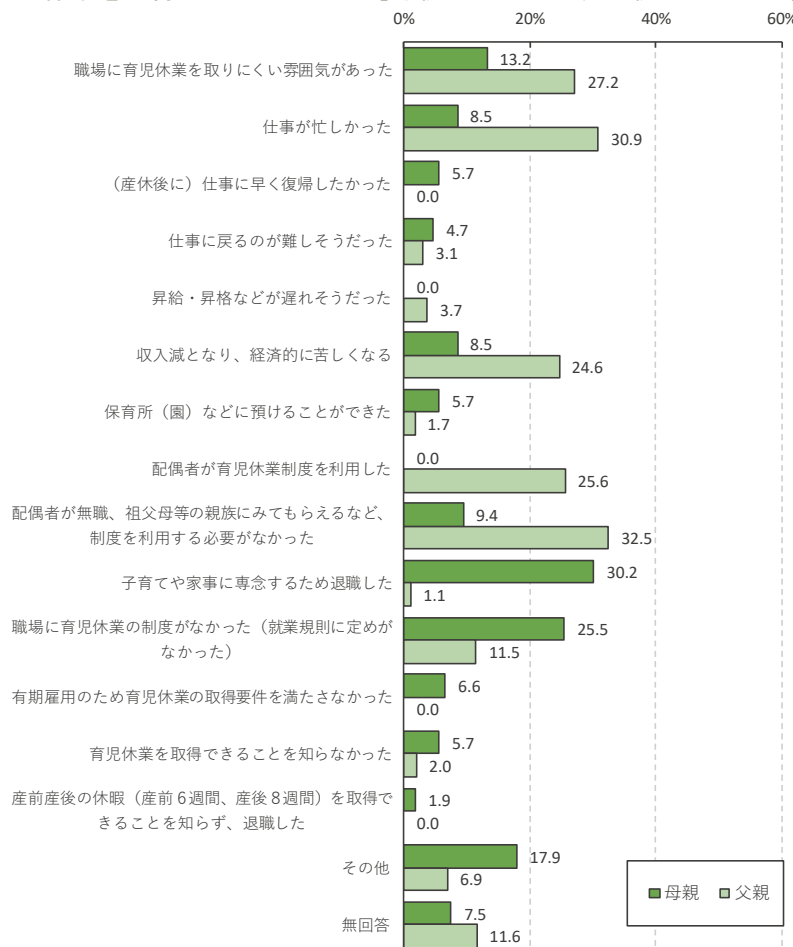
【育児休業の取得状況 [母親 (N=873)、父親 (N=873)]】



②育児休業を取得していない理由

育児休業を取得していない理由については、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」、父親では「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」、「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などが多くなっています。

【育児休業を取得していない理由 [母親 (N=106)、父親 (N=751)]】

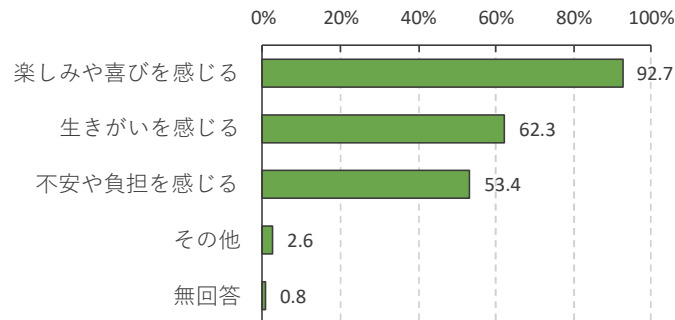


ケ 子育てについて

①子育てについて感じる事

子育てについて感じる事については、「楽しみや喜びを感じる」が92.7%と最も高く、次いで「生きがいを感じる」が62.3%、「不安や負担を感じる」が53.4%となっています。

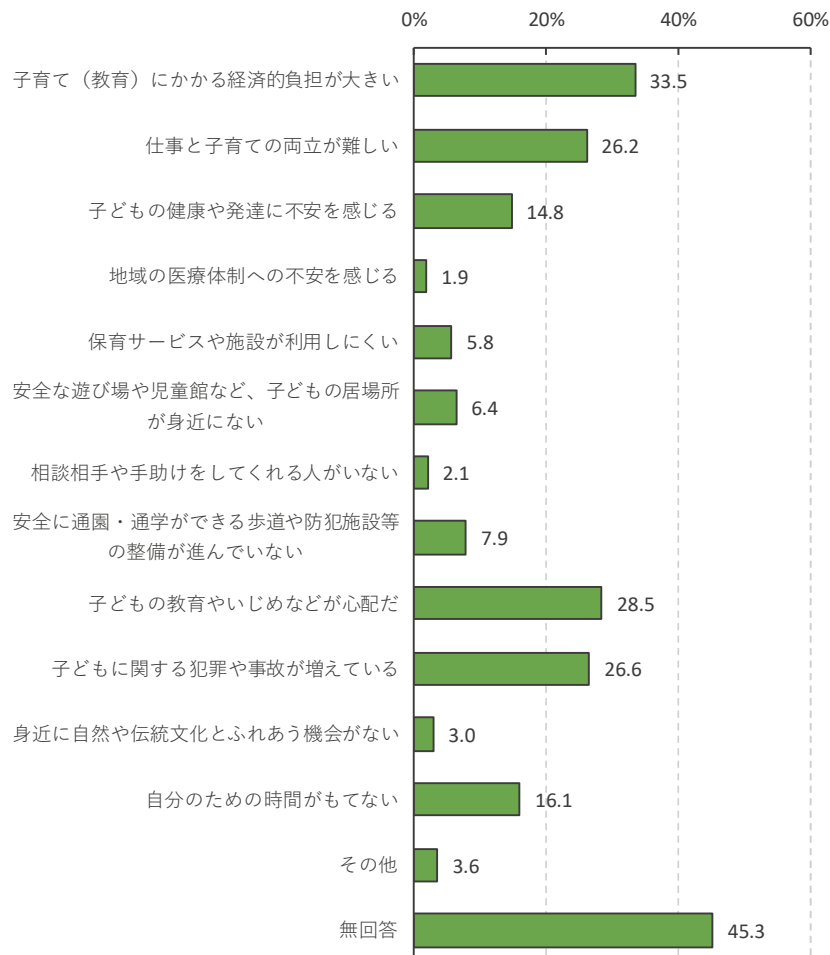
【子育てについて感じる事 (N=873)】



②子育てに不安や負担を感じる理由

子育てに不安や負担を感じる理由については、「子育て(教育)にかかる経済的負担が大きい」が33.5%と最も高く、次いで「子どもの教育やいじめなどが心配だ」が28.5%、「子どもに関する犯罪や事故が増えている」が26.6%、「仕事と子育ての両立が難しい」が26.2%となっています。

【子育てに不安や負担を感じる理由 (N=466)】



(2) 小学生のいる世帯

○調査対象：町内在住の小学生がいる家庭の保護者 1,284 世帯

○調査期間：平成31年1月28日～平成31年2月12日

○調査方法：小学校における配布・回収

○配布・回収：

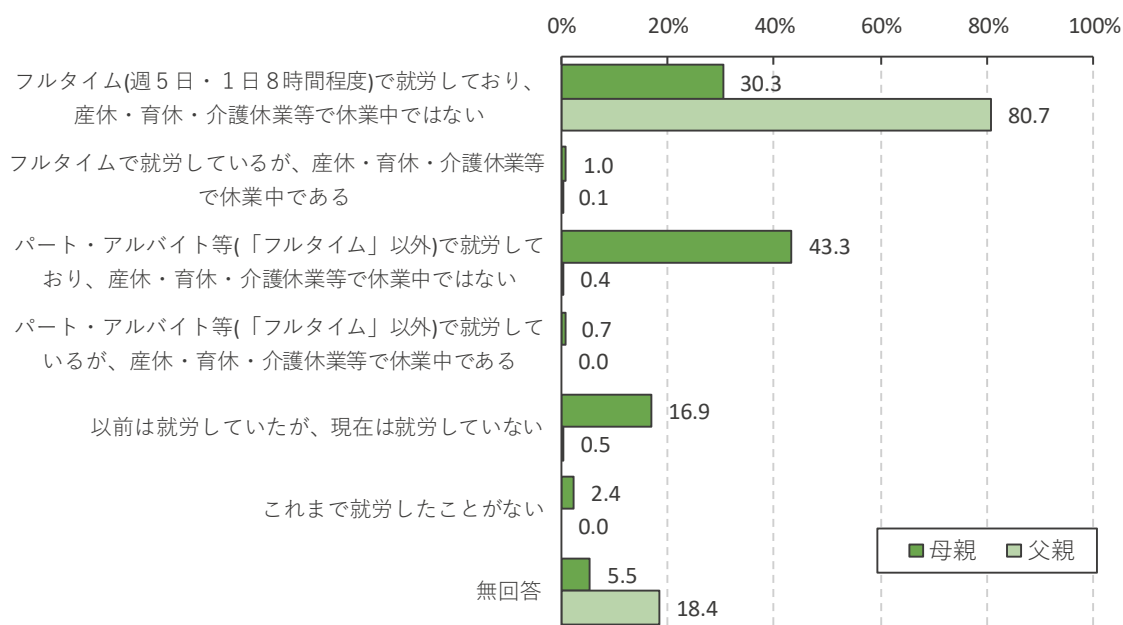
配布数	回収数	回収率
1,284 票	1,220 票	95.0%

ア 保護者の就労状況について

①現在の就労状況

母親については、「フルタイム（週5日・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業等で休業中ではない」が30.3%、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業等で休業中ではない」が43.3%で、現在就労している割合は、73.6%となっています。また、父親については、「フルタイム（週5日・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業等で休業中ではない」が80.7%、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業等で休業中ではない」が0.4%で、現在就労している割合は、81.1%となっています。

【就労状況 [母親 (N=1,220)、父親 (N=1,220)]】

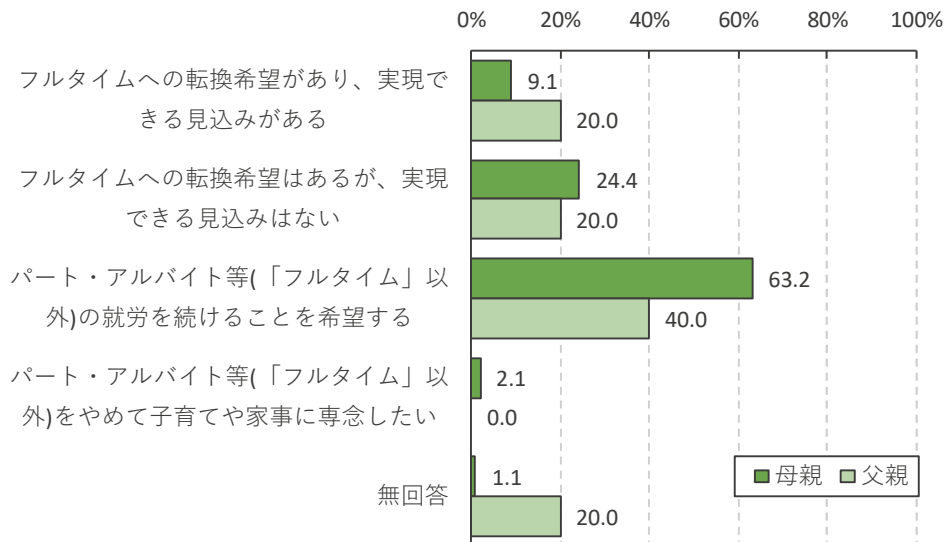


②フルタイムへの転換希望（パート・アルバイト等で就労している者）

パート・アルバイト等で就労している者のフルタイムへの転換希望は、母親が33.5%で、うち、「実現できる見込みがある」が9.1%、「実現できる見込みはない」が24.4%となっています。

【フルタイムへの転換希望（パート・アルバイト等就労者）

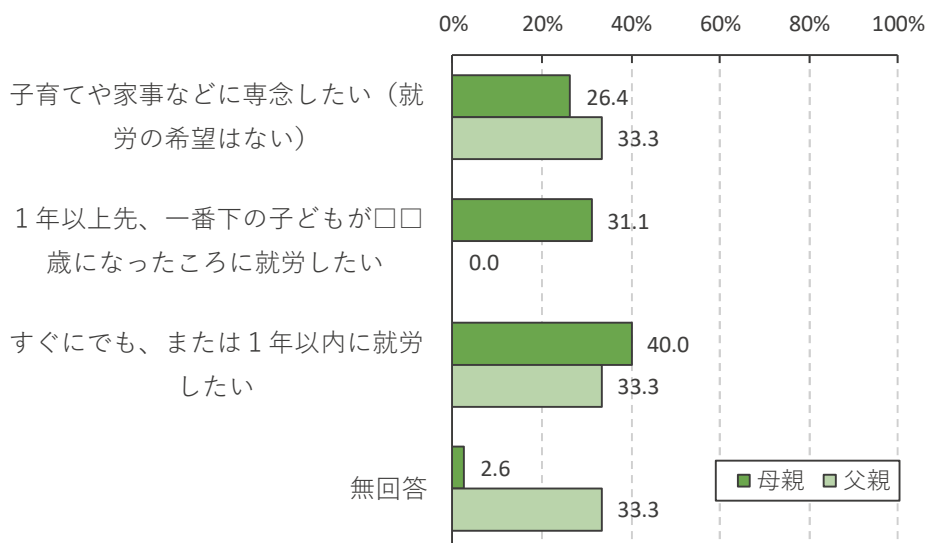
〔母親（N=536）、父親（N=5）〕



③就労希望（現在就労していない者）

現在就労していない者の就労希望は、母親では「すぐにでも、または1年以内に就労したい」が40.0%と最も高く、次いで「1年以上先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」が31.1%で、7割以上が将来的には就労することを希望しています。

【就労希望（現在就労していない者）〔母親（N=235）、父親（N=6）〕

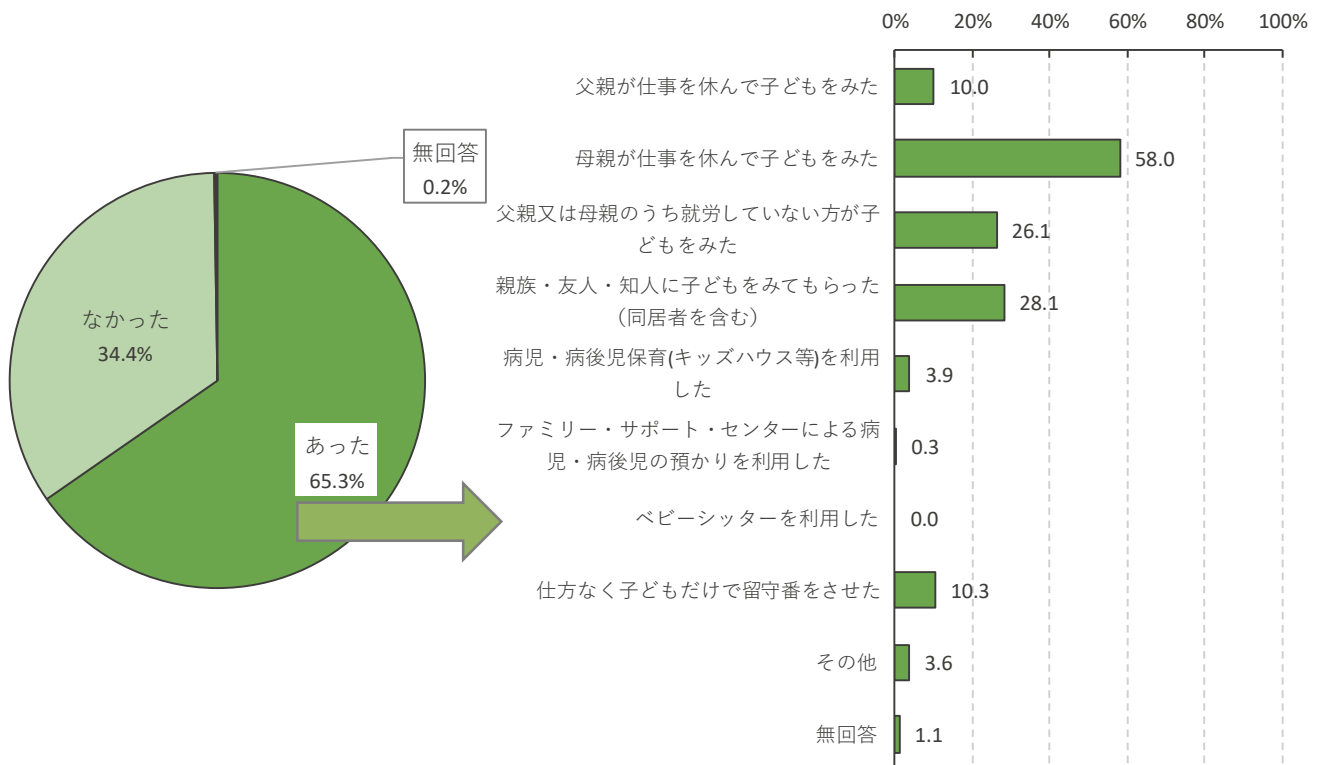


イ 病気やケガの際の対応について

子どもが病気やケガで学校を休まなければならなかったことの有無については、「あった」が65.3%となっています。また、休んだ場合の対応については、「母親が仕事を休んで子どもをみた」が58.0%と最も高く、次いで「親族・友人・知人に子どもをみてもらった（同居者を含む）」が28.1%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が26.1%となっています。

【子どもが病気やケガで学校を休まなければならなかったことの有無（N=1,220）】

【学校を休んだ場合の対応（N=797）】

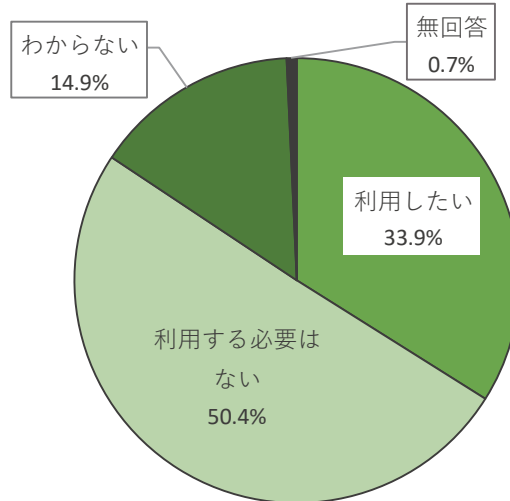


ウ 放課後児童クラブの利用希望について

①今後の放課後児童クラブの利用希望

今後の放課後児童クラブの利用希望については、「利用する必要はない」が50.4%、「利用したい」が33.9%となっています。

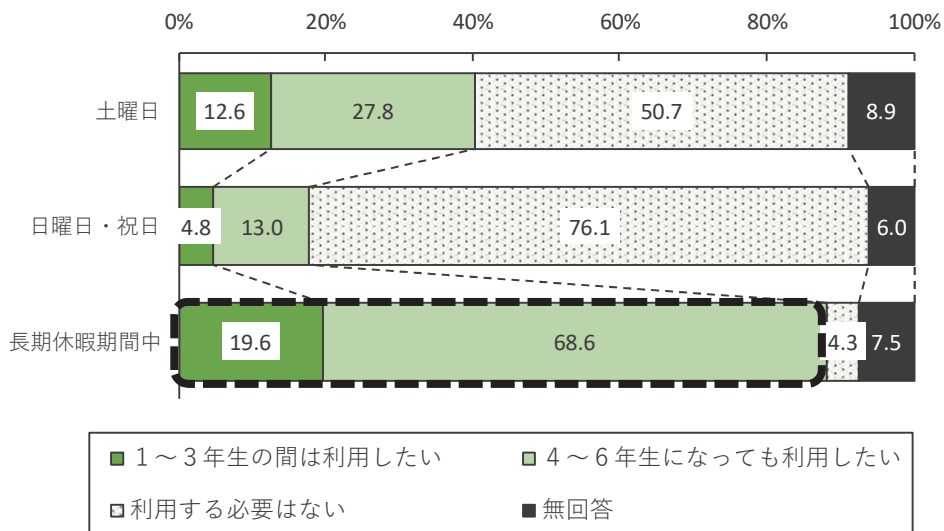
【利用希望 (N=1,220)】



②土曜日と日曜日・祝日、長期休暇期間中の利用希望

土曜日と日曜日・祝日、春休み・夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望について、「利用したい」の割合を見ると、「長期休暇期間中」が88.2%と最も高く、次いで「土曜日」が40.4%、「日曜日・祝日」が17.8%となっています。

【利用希望 (N=414)】

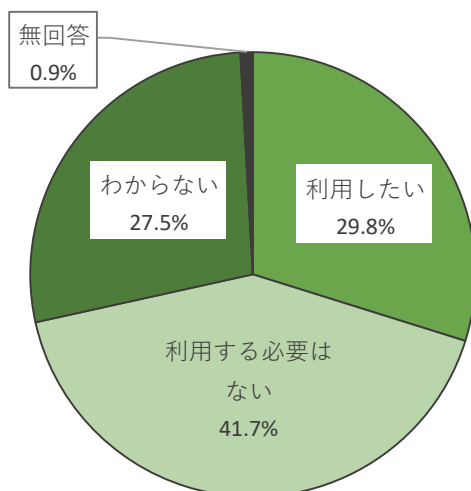


エ 放課後子ども教室の利用希望について

①今後の放課後子ども教室の利用希望

今後の放課後子ども教室の利用希望については、「利用する必要はない」が41.7%、「利用したい」が29.8%となっています。

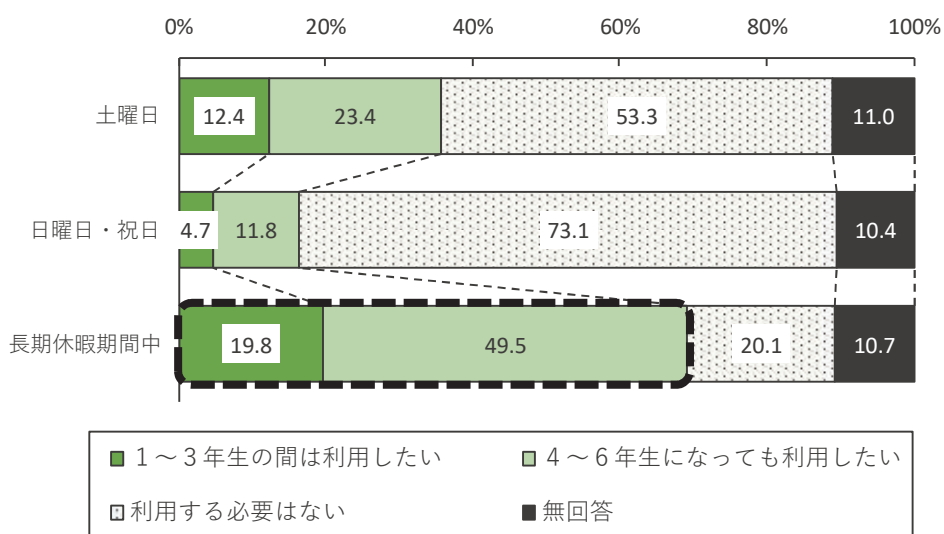
【利用希望 (N=1,220)】



②土曜日と日曜日・祝日、長期休暇期間中の利用希望

土曜日と日曜日・祝日、春休み・夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の放課後子ども教室の利用希望について、「利用したい」の割合を見ると、「長期休暇期間中」が69.3%と最も高く、次いで「土曜日」が35.8%、「日曜日・祝日」が16.5%となっています。

【利用希望 (N=364)】

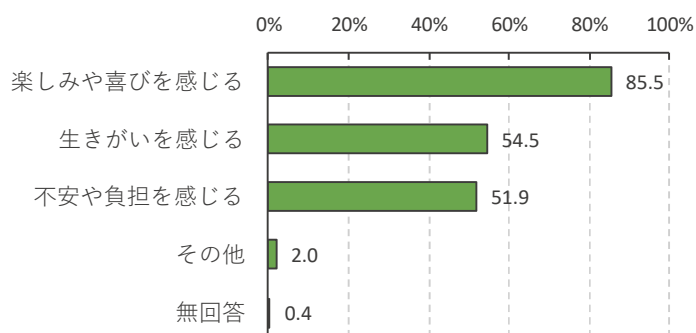


オ 子育てについて

①子育てについて感じる事

子育てについて感じる事については、「楽しみや喜びを感じる」が85.5%と最も高く、次いで「生きがいを感じる」が54.5%、「不安や負担を感じる」が51.9%となっています。

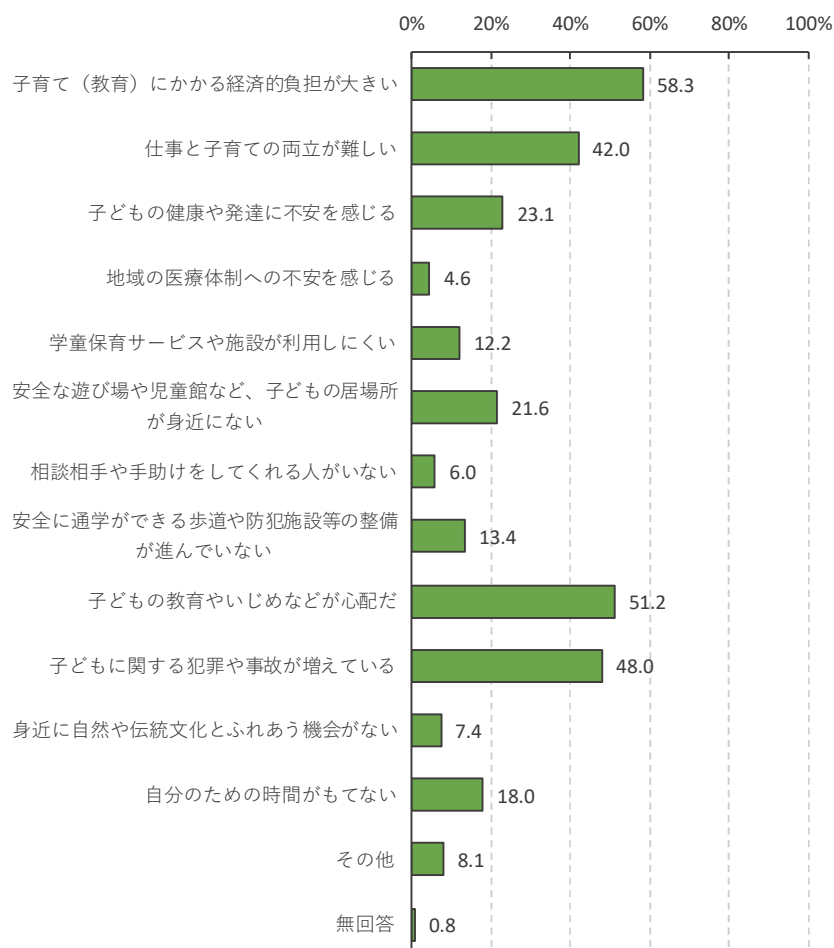
【子育てについて感じる事 (N=1,220)】



②子育てに不安や負担を感じる理由

子育てに不安や負担を感じる理由については、「子育て(教育)にかかる経済的負担が大きい」が58.3%と最も高く、次いで「子どもの教育やいじめなどが心配だ」が51.2%、「子どもに関する犯罪や事故が増えている」が48.0%、「仕事と子育ての両立が難しい」が42.0%となっています。

【子育てに不安や負担を感じる理由 (N=633)】



7 松前町の現状から見た課題

本章では、松前町の子どもを取り巻く現状を把握するために、各種統計データやアンケート調査の結果を見てきました。

- ◆ 本町では、単身世帯の増加や核家族化により1世帯当たり人員が減少し、夫婦と子どもの核家族世帯の割合が比較的高くなっています。

こうした状況の中、アンケートでは、日頃子どもを見てくれる人の有無について、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が31.3%、「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が67.9%、子育てについて相談できる人・場所がある／ある人の割合は96.2%となっていて、周囲のサポートを受けながら子育てをしている人が多いものと考えられます。

しかし、半数程度は子育てに不安や負担を感じており、また、日頃子どもを見てくれる人がいない、相談できる人がいないという人が一定数おり、子どもが健やかに成長できるよう、全ての子育て家庭の不安や負担を軽減していくことが求められています。

このため、地域や関係機関、関係団体等と連携し、妊娠期からの切れ目のない相談・支援を行い、地域で安心して子育てができる環境づくりを充実させていく必要があります。

- ◆ 本町では、幼稚園の利用率が減少傾向であるのに対して、保育所（園）の利用率は、増加傾向となっており、これまでの年度途中における待機児童の発生に加え、平成31年度には、初めて年度当初の待機児童が36人発生しました。

アンケートでも、利用している定期的な教育・保育事業として、「認可保育所」が平成25年度調査を上回る（認可保育所10.3ポイント増加）一方で、「幼稚園」は大幅に減少（幼稚園13.2ポイント減少）しています。これは、今後利用したい定期的な教育・保育事業でも同様の傾向となっています。また、認定こども園の今後の利用希望については、増加傾向（認定こども園14.2ポイント増加）となっています。

このため、本町における保育ニーズ等を的確に把握し、教育・保育環境の整備に努めていく必要があります。

- ◆ アンケートでの保護者の就労状況について、母親の現在の就労状況を平成25年度調査と比較してみると、フルタイムやパート・アルバイト等で就労している割合は、51.6%から68.2%に増加（16.6ポイント増加）しています。

また、定期的な教育・保育事業の利用希望では、現在よりも早い時間からの開始や遅い時間までの利用を希望する傾向が見受けられます。

そのほか、子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育事業が利用できなかった際に「母親が仕事を休んで子どもをみた」が平成25年度調査を上回り（17.9ポイント増加）、不定期の教育・保育事業等の利用目的でも「不定期の就労」が増加する（7.2ポイント増加）などしており、母親の就労意欲の高まりが影響しているものと考えられます。

このため、保護者の多様な労働環境や子育て支援ニーズを把握し、就労したい人が安心して育児と仕事を両立できるよう、子育て支援サービスの充実を進めていく必要があります。

- ◆ アンケートでは、小学校入学後の放課後の過ごし方として、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が低学年で 53.0%、高学年で 34.0%と高い割合となっています。長期休暇期間中の利用を希望する意見も多く見られ、「放課後子ども教室」についても、同様の傾向があります。

さらに、女性の就業率は上昇傾向であり、アンケートでも現在就労していない母親の就労希望が高く、引き続き、女性の就業率は上昇することが見込まれます。

このため、今後も子どもの放課後の居場所を充実させていくことが求められ、このようなニーズに対応するため、場所の確保や支援員の増員等を図っていくとともに、放課後に子どもたちが安全に充実した時間を過ごせる環境づくりを進めていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、全ての子どもは、その生命と人権が尊重されなければなりません。子どもは、家族の一員としてかけがえのない存在であり、これからの社会を担う力として大切な存在です。子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは、親や家族をはじめ、全ての住民に共通する願いでもあります。

子育て家庭や子どもの育ちを巡る環境は、共働き家庭の増加や兄弟姉妹の数の減少、地域とのつながりの希薄化など、変化が続いています。このため、地域や社会が保護者に寄り添い、親が親として成長し、喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、子育ての負担や不安を和らげるような支援が必要です。

そこで、子どもの利益が最大限に尊重される支援に計画的に取り組み、全ての子どもや子どもに関わる全ての人が笑顔で輝けるよう、引き続き、“子どもと家庭、地域や社会が笑顔であふれるまち”を基本理念とします。

また、「子ども・子育て支援法」に基づき、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」ということを基本的認識とします。そして、家庭その他の場において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるとともに、地域みんなが子育てを支えることによって、子どもが心身ともに健やかに成長できる社会を目指すものとします。

～ 基本理念 ～

子どもと家庭、地域や社会が笑顔であふれるまち

2 基本目標

子どもと子育て家庭を取り巻く環境は変化が続いており、地域社会や企業等も含めた社会全体で子ども・子育て支援を実施する、新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

「子ども・子育て支援新制度」においては、

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」

「保育の量的拡大及び確保」

「地域における子ども・子育て支援の充実」

を推進していくものとされ、さらに、仕事と生活の調和の推進や妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援、児童虐待防止、ひとり親家庭や支援が必要な子どもに対する支援などについても重視されています。また、次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が10年間延長されました。

「松前町子ども・子育て支援事業計画」では、「輝きやすらぐ松前 子ども家庭応援プラン／次世代育成支援行動計画～後期計画～」を継承し、子ども・子育て支援新制度における子育て支援施策を推進してきましたが、本計画においても「松前町子ども・子育て支援事業計画」を継承した3つの基本目標の下、「子どもと家庭、地域や社会が笑顔であふれるまち」の実現に向けた取組を行っていきます。

基本目標 1：子どもが豊かに育ち、たくましく生きていく力を養います

子どもたちが成長していく中で、豊かな心と体を育みながら、自ら学び、考え、行動することのできる、たくましく生きていく力を養うための支援を目指します。

基本目標 2：子どもの育ちとその基盤となる家庭を支援します

子どもの健やかな成長のため、地域の中で、保護者の不安や負担を軽減し、安心して、喜びと生きがいを感じながら子育てができる支援を目指します。

基本目標 3：地域全体で子どもや子育て家庭を温かく応援する社会を醸成します

地域社会における一人ひとりが子どもや子育て家庭への関心と理解を深め、地域の様々な活動主体、企業、行政などがそれぞれの役割を果たしながら、協働し、子どもや子育て家庭を見守り、温かく応援する社会の醸成を目指します。

3 施策の体系

基本理念

子どもと家庭、
地域や社会が笑顔であふれるまち

基本目標

基本目標 1 :
子どもが豊かに育ち、
たくましく生きていく
力を養います

基本施策

1 幼児期の教育・保育の質的・量的な充実

2 子どもの居場所づくり

3 支援が必要な子どもに対する施策の充実

基本目標 2 :
子どもの育ちとその基
盤となる家庭を支援し
ます

1 多様な子育て支援サービスの充実

2 親子のふれあいの場づくり

3 情報提供・相談体制の充実

4 母子保健の充実

5 経済的支援の実施

6 経済的困難を抱える家庭への支援

基本目標 3 :
地域全体で子どもや子
育て家庭を温かく応援
する社会を醸成します

1 ひとり親家庭等の自立支援

2 児童虐待防止対策の充実

3 仕事と家庭の両立支援の推進

第4章 基本施策と取組

基本目標1 子どもが豊かに育ち、たくましく生きていく力を養います

基本施策1 幼児期の教育・保育の質的・量的な充実

少子高齢化の進行や核家族化の進展に加え、働き方の多様化等により、子育て世帯を巡る環境は、大きく変化しています。また、アンケート結果から、利用している定期的な教育・保育事業や今後利用したい定期的な教育・保育事業において、認可保育所や認定こども園の割合が平成25年度調査よりも上昇しているように、環境の変化に応じて、教育・保育ニーズも、変化しています。こうした状況に対応するため、幼稚園や保育所等の教育・保育施設において質の高い保育を提供することに加えて、教育・保育ニーズの適切な把握とその対応に努めます。

また、認定こども園が保護者の就労状況やその変化等にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れることのできる施設であることを踏まえ、移行を希望する幼稚園や保育所の認定こども園への円滑な移行を支援します。

(1) 幼児期の教育・保育の充実

子どもや保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者からそれぞれの特性を生かした教育・保育を受けられるよう、提供体制の確保に努めます。

また、幼稚園教諭と保育士の相互理解や専門性の向上を図り、教育・保育の一体的な提供の推進と質の向上に努めます。

さらに、幼児教育から小学校教育への円滑な移行や幼児期の教育の質の向上を図るため、幼児期の教育と就学後の教育の連続性を踏まえ、幼・保・小連携の体制を整備します。

いずれの施設・事業所においても、教育・保育の質の向上を図るとともに、ニーズへの対応に努めます。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①教育・保育内容の充実	幼稚園、保育所、認定こども園において、子どもが十分に自己を啓発し、社会生活上のルールや道徳性を生活の中で身に付け、人間形成の基礎を培っていけるよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づいて、教育・保育の内容を充実します。 家庭・地域や行政、関係機関との連携や協力体制を更に整え、教育・保育環境の整備を図ります。 教育・保育内容や行事等の見直しを図り、それぞれの施設の実態に応じた教育・保育を展開していきます。
②幼稚園教諭・保育士等の資質向上	幼稚園教諭・保育士等の資質向上を目指すため、教育・保育に関する研修等を実施します。
③幼稚園教諭・保育士等の連携や情報交換	合同研修等を実施するなど、幼稚園、保育所、認定こども園における幼稚園教諭・保育士等の連携の強化を図るとともに、情報交換の場の提供に努めます。

施策・事業名	内容
④幼保小連携等の推進	子どもが安心して就学できるように、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との交流活動の更なる充実を図るとともに、特別支援連携協議会を通じた情報共有など幼保小連携教育を進めていきます。

(2) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び学校教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に対し、地域の実情や希望する移行類型（幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型）等について助言を行い、施設の円滑な移行を支援していきます。保育所から認定こども園へ移行するに当たり、国・県において財政支援のメニューがある場合には、当該事業の活用を検討します。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①認定こども園への移行に関する支援	<p>移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に対し、地域の実情や施設の状況等を考慮しながら助言を行い、認定こども園への円滑な移行を支援します。</p> <p>また、保育ニーズに対応した保育の提供が可能となるよう検討していきます。</p>

基本施策2 子どもの居場所づくり

アンケート結果から、就学前児童のいる世帯では、就学後の低学年の間、放課後の時間を過ごさせたい場所として、放課後児童クラブが半数に達しており、小学生のいる世帯では、放課後児童クラブや放課後子ども教室の長期休暇期間中の利用希望が高くなっています。このため、全ての子どもが放課後や長期休暇中に、身近な地域で安全に遊び、学べる居場所づくり、地域の人と共に様々な体験活動を行うことができる機会づくりを推進します。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校等に通う小学生に、支援員の指導の下、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。 高学年の受入れに適応した施設整備を図り、定員増に伴う支援員の確保に努めます。
②子どもの居場所づくりの推進	児童館や公民館等の公的な施設を活用し、子どもの居場所づくりを推進するとともに、子どもの人間関係づくりや地域の仲間づくりを促進します。 また、地域の方々が指導者やボランティアとして参加して、子どもたちがスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを実施する放課後子ども教室についても引き続き実施していきます。
③放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)と放課後子ども教室の一体的な実施	放課後子ども教室を放課後児童クラブと一体的な運用のためには、同一の活動場所の確保、人材の確保が難しいことから、連携型による運用を検討します。
④地域での文化活動の支援	ひまわり少年少女合唱団では、合唱を通じて豊かな心の育成と校区や学年を越えた仲間づくりに努めます。
⑤スポーツクラブ	スポーツを通じて子どもの健全育成が図られるよう、スポーツ少年団等の育成を図り、子どものスポーツ活動の活性化を促進します。 また、主となるスポーツ活動だけでなく、地域の行事や美化活動、奉仕活動などにも積極的に参加していくように推進していきます。

基本施策3 支援が必要な子どもに対する施策の充実

アンケート結果から、子育てに不安や負担を感じる理由として、子どもの健康や発達に不安を感じている割合が、就学前児童のいる世帯、小学生のいる世帯ともに一定程度を占めています。このため、保健・医療・福祉・教育等の関係各課との密接な連携の下、障がいや疾病等、特別に配慮を要する子どもの支援を推進していきます。また、障がいの原因となる疾病及び事故の予防を含めた乳幼児期の健康づくりや、障がいの早期発見等のための母子保健事業を推進するほか、発達段階に応じて切れ目なく必要な支援が受けられるようネットワークの構築を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①松前町障がい者基本計画・障がい児福祉計画との連携及び推進	障がい児支援の一つである保育所等の訪問支援を継続して行っていくなど、障がいや疾患等、特別な配慮を要する子どもへの支援について、松前町障がい者基本計画及び障がい児福祉計画と密に連携し推進していきます。
②特別に配慮が必要な子どもへの支援の推進	特別に配慮を要する子どもへの支援として、就学前児童を対象とした『児童発達支援』や学齢児を対象とした『放課後等デイサービス』、その他『保育所等訪問支援』などの利用を推進します。 また、発達障がいをはじめとした療育に関する相談支援や各種福祉サービスの提供に係る援助、調整等の実施を継続して実施していきます。
③合理的配慮の啓発・推進	今後も様々な教育・保育施設等における特別な配慮を要する子どもの受入れを推進するとともに、受入れの際の『合理的配慮』について推進していきます。 また、合理的配慮について、住民や教職員等への啓発を行い、理解促進に努めます。
④特別支援教育の推進	『すべての子どもが障がい等の有無に関わらず同じ場で共に学ぶ』というインクルーシブ教育の理念の推進を図ります。 また、その理念の下、幼稚園・保育所・小・中学校・高校・大学・家庭・福祉・医療・保健等、各関係機関の連携をより一層推進し、地域におけるネットワークを構築するとともに、特別支援教育に対する理解促進を図ります。 さらに、巡回相談や研修会の開催などの事業を通して特別支援教育の充実に努め、各機関との連携を強化していきます。

基本目標 2 子どもの育ちとその基盤となる家庭を支援します

基本施策 1 多様な子育て支援サービスの充実

アンケート結果から、保護者の多様な労働環境や子育て支援ニーズを把握し、就労したい人が安心して育児と仕事を両立できるよう、子育て支援サービスの充実を進めていく必要があることが課題となっています。このため、全ての子育て家庭を支援するため、身近なところで子育て相談が受けられる「利用者支援事業」や一時的に保育が必要な保護者のニーズに対応するための「一時預かり」、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に遊びや生活の場を提供する「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」など、地域の様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

【主な具体的施策・事業（地域子ども・子育て支援事業）】

施策・事業名	内容
①時間外保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育認定を受けた子どもについて、保育所等の11時間の開所時間の始期及び終期の前後に延長保育を実施する事業です。 今後の利用実態を見ながら、実施箇所の増加や受入時間の拡大などを検討します。
②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 【再掲】	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校等に通う小学生に、支援員の指導の下、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。 高学年の受入れに適応した施設整備を図り、定員増に伴う支援員の確保に努めます。
③地域子育て支援拠点事業	子育て支援の拠点として、松前町総合福祉センター2階「あそびステーション」において、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。 公民館や保育所、幼稚園に出向いての親子遊びの提供も行います。 今後は、保育士の確保に努めて、町立保育所を拠点とした実施に向けて検討します。
④一時預かり事業	保護者の就労、急病、育児疲れの解消など家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児を保育等で一時的に預かり、必要な保育を提供する事業です。（一般型） また、幼稚園の在園児を対象として、教育時間終了後や長期休業中の預かりを行う事業です。（幼稚園型） 今後は、町立幼稚園・保育所での実施を目指します。
⑤病児保育事業	子どもが病中又は病気回復期のため、保育所や小学校で集団保育が困難な場合で、保護者が就労等により日中の保育ができないときに、病児保育の専用施設で看護師や保育士が一時的に保育する事業です。 町内の1か所のほか、広域連携により松山市の施設4か所で利用可能となっており、今後も利用方法やサービスの充実について検討します。

施策・事業名	内容
⑥子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人(利用者)と育児の援助を行いたい人(サポーター)が会員登録をし、センターの連絡・調整により様々な育児の手助けを行い、地域で子育てを助け合う相互互助活動を推進し、仕事と子育ての両立しやすい環境を整えます。 利用料の見直しや助成制度の導入を検討し、利用者の利用増とサポーターの増員に努めます。
⑦利用者支援事業	子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、必要な情報提供や助言をし、関係機関との連絡調整をするなど、身近な場所で利用者支援をワンストップで行います。 令和2年度から子育て世代包括支援センターを開設し、利用者支援事業〔母子保健型〕と〔基本型〕を一体的に実施します。
⑧妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査・計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。 また、里帰り出産等で県外の医療機関を受診した場合にも健診費用の助成を行います。
⑨乳幼児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師と保育士が訪問し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行います。

基本施策2 親子のふれあいの場づくり

アンケート結果から、子育ての気軽な相談先としては、配偶者や祖父母等の親族、友人や知人の割合が高く、近所の人や民生委員・児童委員、NPO(特定非営利活動法人)は1割にも達していません。このため、子育て家庭と地域の人や、子育てをする親同士がつながることができるよう、身近な交流の場づくりを推進します。

また、子育てを地域全体で支えるため、子育て支援団体の支援・育成、子育てに関する情報を共有できる仕組みづくりなど地域の関係機関の連携強化を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①子育て支援団体の支援・育成	子育てに関する自主的活動をしている子育てサロン団体の活動を支援します。 また、子育て中の親子が地域子育て支援センター等で気軽に集い、交流することができるように、子育てサークルの育成、増加を図ります。
②子育て支援ネットワークの充実	各所管との連絡会・協議会・委員会等に継続的に参加し、保育所だけではなく小・中学校等関連機関と情報を共有し、関係者間のネットワークを充実させます。 また、特別支援連携協議会、特別支援教育職員研修、教育相談、巡回相談(保・幼・小・中)などへの参加により、連携を図ります。

基本施策3 情報提供・相談体制の充実

アンケート結果から、町のホームページの利用意向は半数を超えており、保健センターの情報・相談サービス等や町発行の子育て支援情報誌等の利用意向は4割前後と、子育て支援情報等に対する利用意向が高くなっています。また、保育所などでの相談等の利用経験は1割前後ですが、利用意向は、2割から3割程度あります。このため、子育てに関するあらゆる情報が、全ての子育て家庭へ確実に伝わる情報提供体制づくりを進めるとともに、気軽に相談できる場や様々な問題に適切に対応する相談体制の充実を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①利用者支援事業 【再掲】	子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、必要な情報提供や助言をし、関係機関との連絡調整をするなど、身近な場所で利用者支援をワンストップで行います。 令和2年度から子育て世代包括支援センターを開設し、利用者支援事業〔母子保健型〕と〔基本型〕を一体的に実施します。
②地域子育て支援拠点事業 【再掲】	子育て支援の拠点として、松前町総合福祉センター2階「あそびステーション」において、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。 公民館や保育所、幼稚園に出向いての親子遊びの提供も行います。 今後は、保育士の確保に努めて、町立保育所を拠点とした実施に向けて検討します。
③子育てに関する情報提供の充実	子育てに関する情報が全ての子育て家庭に確実に伝わるよう、情報発信の機会を捉えて、広報紙、町ホームページ、子育てマップの発行・配布をはじめ、様々な方法・媒体で情報を提供します。
④相談体制の充実	個々のケースに適切に対応できるよう福祉課、地域子育て支援センター、健康課（保健センター）など、各種相談機能の充実とともに、関係機関の連携を図ります。また、相談機関の周知や利用しやすい相談体制の整備に努めます。

基本施策4 母子保健の充実

社会環境が大きく変化する中、妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされていますが、アンケート結果から、母（父）親学級などの認知度は高いものの、利用経験や利用意向は高いとはいえ、今後も体制や情報提供等の充実を図り、安心して出産できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健サービスの提供などを推進します。

また、妊娠・出産に始まり、育児の各ステージにおける子どもとその親の心身の健康を維持・増進していくために、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな支援を充実していきます。

(1) 安心して出産できる環境の整備

様々な不安や負担を軽減し、子どもを安心して生み育てることができるよう、妊娠・出産期における健康づくり支援や相談体制の充実などの環境の整備を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①母子健康手帳交付	<p>母と子の大切な健康と育児の記録として、妊娠届出時に母子健康手帳を交付します。また、交付の際、手帳の活用方法や必要な保健指導・相談を行います。</p> <p>また、妊娠に関するアンケートを実施し、妊婦の健康面だけでなく精神的、社会的な面や家庭状況、育児支援状況などを把握し、支援が必要な妊婦に対して適切な情報提供を行い、サービスにつなげていきます。</p>
②妊娠健康診査【再掲】	<p>妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査・計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。</p> <p>また、里帰り出産等で県外の医療機関を受診した場合にも、健診費用の助成を行います。</p>
③妊婦歯科健康診査	<p>妊婦と生まれてくる子どもの歯の健康管理のため、妊娠届出時に歯科健診受診券を交付し、指定医療機関で健診を実施します。</p>
④両親学級「ウェルカムベビースクール」	<p>子育て世代包括支援センターと連携し、妊婦やパートナーが安心して妊娠・出産・育児に臨めるよう必要な知識や技術を深める学習や講演会を開催しており、妊婦のニーズに合わせ、内容を検討し実施します。</p>
⑤周産期医療の充実	<p>安全な出産を確保するため、松山圏域の周産期医療施設と連携し、母体・新生児の相談体制の充実を図ります。</p>
⑥マタニティマーク配布	<p>妊娠届出の際配布し、妊婦が身に着けることで周囲が配慮を示しやすくなり、妊婦にやさしい環境づくりを推進します。</p> <p>また、マタニティマークの普及にも努めます。</p>
⑦特定不妊治療費助成事業	<p>特定不妊治療を行っている夫婦に費用の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図ります。</p>

(2) 健やかに育つための環境の整備

子どもの健康が確保されるよう、乳幼児健康診査等の充実や子どもの健康づくり支援を行うとともに、保護者の育児不安の解消や虐待防止の観点から、関係機関と連携しながら情報提供体制や相談体制の充実を図ります。

また、子どもが病気やケガの際に、安心して対応できるよう、小児医療機関との連携を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①出生届出時保健指導	保健サービスや子育て支援サービスについて紹介を行うとともに、育児や親子の健康について相談を行い、出生児や産婦の情報を出生届出後早期の新生児訪問につなげていきます。また、町外から転入してきた保護者にも分かりやすく個々に合わせた母子保健・子育て支援サービスの提供を行います。
②家庭訪問・未熟児訪問	出生体重 2,500 g 以下の新生児や希望される方の自宅に保健師・管理栄養士が訪問し、身体測定や発育発達、子育てや健康・栄養の相談を行い、必要な母子保健、子育て支援サービスにつなげます。
③乳幼児健康診査 ・乳児一般(個別・集団)健康診査 ・1歳6か月児(集団)健康診査 ・3歳児(集団)健康診査	乳児一般健康診査受診票を交付するとともに、乳幼児期の心身の発達異常を早期に発見し、適切な対応を行うため、健康診査の充実を図るとともに、経過観察の必要な乳幼児について保健指導を行います。 また、集団健康診査として6～7か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査を実施します。さらに、新生児聴覚検査の助成や、3歳児健康診査でのより精度の高い視覚検査を実施し、視聴覚の異常の早期発見・早期療育につなげます。
④予防接種事業	予防接種法に基づき出生届出時に予防接種手帳の交付を行い、生後2か月から感染症に対する免疫力を付け、発症を防ぐとともに、重症化を防ぎます。 また、県外医療機関での予防接種の助成も行います。
⑤乳幼児健康相談	保健センターにおいて、「ママ・キッズのすこやか相談」を2か月に1回実施するとともに、「にこにこ4か月相談」を毎月実施し、子どもの成長や発達を親と共に確認したり、健康管理や育児の仕方など個々に応じた相談・助言を行ったりします。 また、子育てに関わる多職種多機関が事業に参加し、保護者と出会うことで、更に様々な子育て支援サービスにつなげます。
⑥わくわく離乳食スクール	離乳食の進め方について、お話や試食を通して乳幼児期の食生活を学び、相談できる機会を作るとともに、託児サービスの実施など、参加しやすいよう工夫します。また、離乳・授乳の支援ガイドの改定を受け、離乳を取り巻く社会環境や子育て世代のニーズも勘案しながら、進め方を検討します。
⑦育児相談学級	保健センターで行う乳幼児健康診査や各種相談事業において、育児支援が必要とされる親子が、各月1回子どもの年齢に応じた遊びを通して、親子の関わりや集団での遊びを経験し、子どもの成長・発達について相談できる場です。乳幼児期グループと就園前グループの2グループで実施し、必要に応じて、関係機関との連携も図ります。

施策・事業名	内容
⑧発達相談・子育て相談	子どものことばや身体の発達についての相談や、子育ての悩みに対する個別相談を行います。発達の確認と個々に応じた助言を行い、必要な支援につなげるとともに、多様化する保護者自身の相談にも応じ、保健センターで実施しているところの相談にもつなげます。
⑨生活習慣病予防対策の推進	「松前町健康づくり計画」に基づいて、乳幼児期からの生活習慣病予防に関する知識の普及啓発を図ります。 また、様々な保護者が集まる機会に出向き、健康教育を行います。
⑩食育の推進	「松前町健康づくり計画」に基づいて、子どもたちが「食」を通じて健やかな身体と、豊かな人間性を育むことができるよう学習機会を充実するとともに、地域の関係団体と連携した取組を推進します。 また、目指すまちの姿に、新たに「家庭から育む食育を目指そう」のキャッチフレーズが加わり、家庭での食育の普及啓発を積極的に実施します。
⑪小児医療との連携	今後も医師会を通じて、近隣の医療機関とのネットワークを充実していきます。 また、夜間休日の救急体制について、出生届出時等に周知を行い、いつでも安心して医療が受けられるよう情報提供を行います。

基本施策5 経済的支援の実施

アンケート結果から、子育てに不安や負担を感じる理由として、就学前児童のいる世帯でも小学生がいる世帯でも、「子育て（教育）に係る経済的負担が大きい」が最も高くなっています。このため、今後も国の動向を踏まえ、教育費や養育に要する費用、医療費の負担軽減を図るための助成を行うとともに、各種制度の周知を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①児童手当	中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に児童手当を支給するとともに、ホームページや広報等で周知します。
②子ども医療費助成制度	中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の医療費（保険診療分）の自己負担額を助成するとともに、広報紙・ホームページ等で周知します。
③ひとり親家庭医療費助成制度	母子家庭だけでなく、父子家庭等の方の医療費（保険診療分）の自己負担額を助成するとともに、ホームページ等で周知します。
④重度心身障がい者医療費助成制度	重度心身障がい者（児）の医療費（保険診療分）の自己負担額を助成するとともに、ホームページでの周知や、手帳交付時の案内を行います。
⑤自立支援医療（育成医療）給付事業	身体に障がいをもつ児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確かな治療の効果が期待されるものに支給するとともに、ホームページ等での広報を行います。
⑥未熟児養育医療給付事業	養育のために病院等に入院することが必要な未熟児に対して、指定養育医療機関における治療に係る医療費の支給を行います。

施策・事業名	内容
⑦児童扶養手当	父母の離婚などにより、父と生計を共にしていない児童の母、児童と生計を共にしている父子家庭の父、ほか一定の条件を満たす方に支給される手当で、町の窓口で相談・受付・進達を行うとともに、広報紙等で周知します。
⑧特別児童扶養手当	20歳未満の心身に障がいのある児童を監護している父母又は養育している方に支給される特別児童扶養手当で、町の窓口で相談・受付・進達を行うとともに、広報紙等で周知します。
⑨障害児福祉手当	20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする児童に対して支給される手当で、町の窓口で相談・受付・進達を行うとともに、広報紙等で周知します。
⑩母子父子寡婦福祉資金	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉を増進するための資金貸付けで、町の窓口で相談・受付・進達を行うとともに、広報紙で周知します。

基本施策6 経済的困難を抱える家庭への支援

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的な困難を抱える家庭に対しては、関係機関と連携しながら、個々の家庭が抱える課題に対応し、支援を必要とする家庭に確実に支援が届く環境整備を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①実費徴収に係る補足給付	新制度に移行していない幼稚園に通う低所得世帯等の子どもの副食費を補足給付します。
②就学援助	経済的な理由で就学費用の負担が難しい家庭に対して、学用品費や給食費などを援助します。
③スクールソーシャルワーカーの配置	教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用しながら、それぞれの家庭に寄り添った援助を行います。
④放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 【再掲】	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、支援員の指導の下、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。 保護者負担金について、生活保護世帯やひとり親世帯等を対象に免除・減額します。
⑤ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭（所得税が課税されている家庭を除く。）に対しては、義務教育終了後も20歳までの間は、医療費の一部を助成するひとり親家庭医療費助成を実施するほか、愛媛県等関係機関が実施するひとり親家庭への支援制度を周知します。

基本目標 3 地域全体で子どもや子育て家庭を温かく応援する社会を醸成します

基本施策 1 ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭においては、経済的な面だけでなく、生活の様々な面で不安定な状況にある家庭も多いものと考えられます。ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図り、子どもの健全な成長を保障するため、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針等の定めるところにより、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など、総合的な自立支援を行います。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①ひとり親家庭等に対する相談・情報提供体制	福祉課において、ひとり親家庭等の相談に対応するほか、広報紙や町ホームページ等で関連事業の情報を提供します。 相談内容は生活一般や子育てに関することが多く、複雑多様化する傾向にあることから、関連する課や関係機関等との連携と情報共有を強化しながら、適切な相談・情報提供の実施を図ります。
②子ども医療費助成制度【再掲】	中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の医療費（保険診療分）の自己負担額を助成するとともに、広報紙・ホームページ等で周知します。
③母子父子寡婦福祉資金【再掲】	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉を増進するための資金貸付けで、町の窓口で相談・受付・進達を行うとともに、広報紙で周知します。
④就業支援の啓発	ハローワーク等が発信する情報を紹介し、啓発に努めるとともに、ハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター等との連携や広報紙等での周知に努めます。

基本施策2 児童虐待防止対策の充実

アンケート結果から、半数程度が子育てについて不安や負担を感じています。こうした不安や負担が児童虐待につながることを防ぐよう、養育支援が必要な家庭を早期に発見し、支援につなげるなど、虐待を未然に防ぐための取組を推進するとともに、虐待を受けた子どもの精神的なケアに努めます。

また、行政、児童相談所、警察、各種団体など地域の関係機関が連携し、児童虐待の防止、早期発見・早期対応、保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うため、「松前町要保護児童対策地域協議会」のネットワーク機能の強化を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①情報の周知	児童虐待の防止や早期発見のため、児童虐待に関する情報（どのような行為が虐待であるか、虐待を目撃した場合の対処方法等）の周知を広報紙で図ります。
②早期発見・早期対応	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、乳幼児健康診査、家庭訪問等を通して、虐待のハイリスク者の把握と育児支援など早期発見、早期対応に努めます。
③子ども・家庭相談支援窓口	虐待を含む様々な育児相談や通報に対して、行政の窓口を明確にし、児童相談所や関係機関が連携しながら、不適切な養育に対して早急に対応できるように、各窓口、関係各課と連携し、迅速な対応に努めます。 また、子ども家庭総合支援拠点設置による体制強化を検討します。
④関係機関の連携	「松前町要保護児童対策地域協議会」の機能強化を図るとともに、代表者会議・実務者会議を定期的を実施し、関係機関と情報を共有し連携を図ります。

基本施策3 仕事と家庭の両立支援の推進

アンケート結果から、子育てに不安や負担を感じる理由として、「仕事と子育ての両立が難しい」が、特に小学生のいる世帯で高くなっています。このため、全ての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めます。

また、育児休業を「取得した（取得中である）」母親は3割台、父親は1割に満たない状況となっており、今後も、働く人々の権利である育児休業制度等の関連制度等の情報提供により意識啓発に取り組みます。

(1) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方を職場に浸透させ、男女が共に子育てと仕事の両立が可能な職場環境づくりを推進するよう、企業への啓発に取り組んでいきます。

また、「男女共同参画計画 まさき」に基づき、男女が共に性別にとらわれることなく、多様な生き方ができる男女共同参画社会の考え方に基づいた取組を進め、誰もが仕事や家庭・地域生活に参画できる社会の実現を目指し、取り組んでいきます。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発	ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解を促進するため、ポスターやリーフレットを掲示・設置し、労働者、事業主、住民等への意識啓発を図ります。
②働き方の見直しについての意識啓発	父親・母親ともに職業生活優先の意識や固定的役割分担意識を改めるとともに、家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、バランスの取れた働き方やライフスタイルを考えることができるようポスターやリーフレットを掲示・設置し、意識の啓発を図ります。
③各種制度の普及啓発	育児休業や看護休暇等の趣旨や内容について、ポスターやリーフレットを掲示・設置し、普及啓発を図ります。

(2) 産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時以降、希望する保護者が教育・保育事業を利用できるよう、計画的に提供体制を整備します。これらの取組に当たっては、0歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮して育休取得をためらったり、取得中の育休を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育休満了時（原則1歳到達時）から利用を希望する保護者に対し、希望時期からの質の高い保育を提供するよう努めます。

また、令和2年度から実施する利用者支援事業の周知と利用者が相談しやすい体制づくりに努め、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者への情報提供や相談対応の充実を図ります。

【対象年齢別事業一覧】

施策	妊婦	就学前児童					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
幼児期の教育・保育の質的・量的な充実					幼稚園		
		保育園					
		認定こども園					
		地域型保育事業					
子どもの居場所づくり							
		児童発達支援					
支援が必要な子どもに対する施策の充実		保育所等訪問支援					
多様な子育て支援サービスの充実		時間外保育事業					
		子育て短期支援事業（ショートステイ）					
		地域子育て支援拠点事業					
					一時預かり事業（幼稚園型）		
		一時預かり事業（その他）					
		病児保育事業					
		子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）					
		利用者支援事業					
		妊婦健康診査					
			乳児家庭全戸訪問事業				
	養育支援訪問事業						
親子のふれあいの場づくり							
母子保健の充実	母子健康手帳交付事業						
		出生届時保健指導事業					
	妊婦歯科健康診査						
		未熟児訪問					
		家庭訪問					
	両親学級「ウエルカムベビースクール」	乳幼児健康診査					
	マタニティマーク配布	予防接種事業（種類によって接種できる年齢等が異なります。）					
		ママ・キッズのすこやか相談					
		わくわく離乳食スクール					
		育児相談学級					
	発達相談・子育て相談						
	生活習慣病予防対策・食育						
経済的支援の実施		児童手当					
		子ども医療費助成制度					
		ひとり親家庭医療費助成制度					
		重度心身障がい者医療費助成制度					
		自立支援医療（育成医療）給付事業					
		未熟児養育医療給付事業					
		児童扶養手当					
		特別児童扶養手当					
		障害児福祉手当					
	母子父子寡婦福祉資金						
ひとり親家庭等の自立支援							
児童虐待防止対策の充実		虐待防止ネットワーク					

小学生	中学生	高校生	子育て家庭
放課後児童健全育成事業			
放課後子ども教室			
文化・スポーツ活動			
放課後等デイサービス			
特別支援教育			
子育て短期支援事業（ショートステイ）			
地域子育て支援拠点事業			
病児保育事業			
子育て援助活動支援事業			
養育支援訪問事業			
			子育て支援団体の支援・育成
家庭訪問			
予防接種事業（種類によって接種できる年齢等が異なります。）			
発達相談・子育て相談			
生活習慣病予防対策・食育			
児童手当			
子ども医療費助成制度			
ひとり親家庭医療費助成制度（20歳未満）			
重度心身障がい者医療費助成制度（障がい者手帳資格があるまで）			
自立支援医療（育成医療）給付事業（18歳の誕生日前日まで）			
児童扶養手当（18歳に達した最初の3月31日まで、障がいがある場合は20歳未満）			
特別児童扶養手当（20歳未満）			
障害児福祉手当（20歳未満）			
母子父子寡婦福祉資金（20歳未満）			
			相談・情報提供
			就業支援の啓発
虐待防止ネットワーク			

第5章 事業計画

1 量（利用）の見込みの算出について

本計画における「量（利用）の見込み」（以下「利用の見込み」という。）の算出は、国から示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（平成26年1月20日付け内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室 事務連絡）を基本とし、『第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）』（平成31年4月23日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当） 事務連絡）を反映させていますが、手引においては、市町村における議論を踏まえて、より効果的・効率的な方法により算出することを妨げるものではないとされていることから、町の実情を踏まえて、見込量を算出しています。

本計画における「利用の見込み」の算出方法

推計児童数（人）×潜在家庭類型（％）×利用意向＝利用の見込み

算出した利用の見込みを基に、実績を踏まえて補正を行い、最終的な利用の見込みを設定します。

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用の見込みと確保策を記載することとなっています。

本町では、この教育・保育提供区域を町全域で1区域と定めています。なお、この設定に伴い基盤整備を検討する場合にあっても、地域間の供給量の状況、地域内でも特定のエリアにサービスが偏ることなく、交通事情や行政区等にも配慮して、できるだけ柔軟な対応をしていくこととします。

【提供区域の設定】

事業名		提供区域
教育・保育		全町を1区域とする
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業（延長保育事業）	〃
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	〃
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	〃
	地域子育て支援拠点事業	〃
	一時預かり事業	〃
	病児・病後児保育事業	〃
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	〃
	利用者支援事業	〃
	妊婦健康診査	〃
	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	〃
	養育支援訪問事業	〃

3 幼児期の学校教育・保育の利用の見込みと確保の内容・方策

(1) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、就学前教育・保育を受けることを希望する全ての保護者の申請に基づいて、町が客観的基準に基づき、保育の有無や必要量を認定した上で、給付を行う仕組みとなっており、認定区分は次の3つです。

区分	対象	
1号認定	3～5歳	教育を希望する子ども（保育の必要性がない子ども）
2号認定	3～5歳	保育の必要な事由※に該当する子ども（保育を必要とする子ども）
3号認定	0～2歳	保育の必要な事由※に該当する子ども（保育を必要とする子ども）

※保育の必要な事由：就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合。

(2) 幼児期の学校教育・保育の利用の見込み及び確保方策の区分について

幼稚園については、保護者の就労の有無にかかわらず、希望者は利用できることになっています。保護者が共働きであっても幼稚園の希望はあることから、2号認定については、「幼稚園希望が強いもの」を分けて量を見込みます。

3号認定については、0歳と1・2歳で職員配置基準や児童1人当たりの面積要件などが異なることから、それぞれ分けて量を見込みます。

区分	対象		該当する施設
1号認定	3～5歳	教育を希望している子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	保育の必要な事由に該当するが幼稚園等の利用希望が強い子ども	幼稚園・認定こども園
		保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望している子ども	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望している子ども	保育所・認定こども園・地域型保育

(3) 利用の見込みと確保の内容

① 3歳以上の子ども

町内の幼稚園・認定こども園（幼稚園）の3～5歳定員数は、平成31年度現在536人、保育所・認定こども園（保育園）の3～5歳定員数は、359人です。

【教育を希望する子ども】 1号認定＋2号認定（幼稚園）

		単位	平成 31年度 (4月1日現在)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
3～5歳の推計人口		人	787	784	814	824	812	773
① 利用の 見込み	1号認定	人		322	316	320	315	299
	2号認定 (うち幼稚園希望)	人		69	72	73	71	68
	計	人		391	388	393	386	367
② 確保の 内容	幼稚園・認定こども園 (特定教育・ 保育施設)	人	536	536	536	536	473	473
		か所	5	5	5	5	5	5
	確認を受けない 幼稚園	人		0	0	0	0	0
		か所		0	0	0	0	0
差(②-①)		人		145	148	143	87	106

【確保の方策】

- 人口推計では、本町の子ども人口は、令和4年度をピークに増加から減少に転じています。1号認定・2号認定（幼稚園）の利用の見込みに対し、現状の体制で確保が可能です。
- 認定こども園は、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設であることから、認定こども園で教育・保育を一体的に行い、地域における子育て支援を行うことで、子育て家庭への支援の充実にもつながります。町立幼稚園への入所児童数減少が進んでおり、今後の社会情勢や住民ニーズの変化を踏まえつつ、公立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行を予定しています。〔令和5年度〕

【保育を希望する子ども】 2号認定（保育所）

		単位	平成 31年度 (4月1日現在)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
3～5歳の推計人口		人	787	784	814	824	812	773
①利用の見込み 2号認定（保育所）		人		362	394	400	395	377
②確保の内容	保育所・認定こども園 (特定教育・保育施設)	人	359	338	338	346	397	397
		か所	8	8	8	8	9	9
	企業主導型保育施設 の地域枠	人	0	0	0	0	0	0
		か所	0	0	0	0	0	0
差（②－①）		人		▲24	▲56	▲54	2	20

【確保の方策】

- 2号認定（保育所）は、令和2年度から、公立保育所1か所の閉園に伴う定員66人の縮小と、私立幼稚園の認定こども園への移行に伴う定員45人の拡大により、3歳児以上の定員は、338人で、利用の見込みの人数を確保できない状況です。
- 私立保育所の建替えにより、定員拡大が見込まれます。〔令和4年度〕
- 公立保育所の建替えにより、定員拡大を図ります。〔令和5年度〕
- 公立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行を予定しています。〔令和5年度〕
- 施設整備までの対応として、保育士確保と定員弾力化（最低基準を満たすことを前提に、認可定員を超過して入所できるようにすること）の実施により、待機児童数の減少に努めます。

② 3歳未満の子ども

町内の保育所・認定こども園（保育園）の0歳定員数は、平成31年度現在37人、1・2歳定員数は、183人です。

【0歳児】 3号認定

		単位	平成 31年度 (4月1日現在)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳の推計人口		人	200	194	190	188	184	180
①利用の見込み 3号認定（0歳児）		人		42	53	56	56	55
②確保の内容	保育所・認定こども園 (特定教育・保育施設)	人	37	43	43	45	54	54
		か所	6	7	7	7	9	9
	地域型保育事業	人	0	0	0	6	6	6
		か所	0	0	0	1	1	1
	企業主導型保育施設 の地域枠	人	0	0	0	0	0	0
		か所	0	0	0	0	0	0
差（②－①）		人		1	▲10	▲5	4	5

【確保の方策】

- 3号認定（0歳）は、令和2年度から、私立幼稚園の認定こども園への移行に伴う6人の定員増により、0歳児の定員は43人となるが、利用の見込みの人数を確保できない状況です。
- 私立保育所の建替えにより、定員拡大が見込まれます。〔令和4年度〕
- 小規模保育事業所等について、公募による民間事業者の参入促進や申請に基づく認可により令和3年度中に定員拡大を図ります。〔令和4年度〕
- 公立保育所の建替えにより、定員拡大を図ります。〔令和5年度〕
- 公立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行を予定しています。〔令和5年度〕
- 施設整備までの対応として、保育士確保と定員弾力化（最低基準を満たすことを前提に、認可定員を超過して入所できるようにすること）の実施により、待機児童数の減少に努めます。

【1・2歳児】 3号認定

		単位	平成 31年度 (4月1日現在)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1・2歳の推計人口		人	487	486	456	444	438	432
①利用の見込み 3号認定（1・2歳児）		人		254	257	251	248	244
②確保の内容	保育所・認定こども園 (特定教育・保育施設)	人	183	183	183	193	232	232
		か所	8	8	8	8	9	9
	地域型保育事業	人	0	0	0	12	12	12
		か所	0	0	0	1	1	1
	企業主導型保育施設 の地域枠	人	0	0	0	0	0	0
		か所	0	0	0	0	0	0
差（②-①）		人		▲71	▲74	▲46	▲4	0

【確保の方策】

- 3号認定（1・2歳）は、令和2年度から私立幼稚園の認定こども園への移行に伴い定員が24人拡大するが、同じく令和2年度に公立保育所1か所の閉園に伴い定員24人が縮小するため、1・2歳の定員は183人のままで、利用の見込みの人数を確保できない状況です。
- 私立保育所の建替えにより、定員拡大が見込まれます。〔令和4年度〕
- 小規模保育事業所等について、公募による民間事業者の参入促進や申請に基づく認可により令和3年度中に定員拡大を図ります。〔令和4年度〕
- 公立保育所の建替えにより、定員拡大を図ります。〔令和5年度〕
- 公立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行を予定しています。〔令和5年度〕
- 施設整備までの対応として、保育士確保と定員弾力化（最低基準を満たすことを前提に、認可定員を超過して入所できるようにすること）の実施により、待機児童数の減少に努めます。

【2号・3号共通の保育士確保について】

- 計画的な職員採用により保育士の増員を図ります。
- 保育士の待遇改善や働き方改革に努めます。
- 施設の清掃等、保育士をサポートする保育所補助員を雇用し、保育士の負担軽減を図ります。
- 登降園システムの導入等ICT化を図り、保育士の負担軽減を図ります。
- 愛媛県主催の保育関係者交流セミナーなどに積極的に参加し、就職や転職希望者の保育士確保に努めます。
- 愛媛県が設置する待機児童対策協議会に参加し、保育士確保施策に関する協議を行い、保育人材の確保・資質向上に努めます。
- 保育士の資質向上を目的とする職務に応じた各分野の研修受講の機会を計画的に設けて、キャリアアップを図ります。
- 新任保育士の保育スキル向上などの相談・支援ができる体制づくりを検討します。

4 地域子ども・子育て支援事業の利用の見込みと確保の内容・方策

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業内容】

- 保育所等において、開所時間の始期及び終期の前後に 11 時間の延長保育を実施し、保育需要への対応の推進を図る事業です。
- 平成 31 年度現在、松前ひまわり保育所、エンゼル幼稚園、コモドまさき園の 3 か所で実施しています。

【利用の見込みと確保の内容】

	単位	平成 31 年度 (実績見込み)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①利用の見込み	人		72	86	88	87	85
②確保の内容	人	61	61	86	88	87	85
	か所	3	3	4	4	4	4
差 (②-①)	人		▲11	0	0	0	0

【確保の方策】

- 保育定員の充足率が低い白鶴保育所において、令和 3 年度からの実施を目指します。
- 利用実態を見ながら、受け入れ時間の拡大について検討します。

（２）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。
- 平成31年度現在、松前小学校放課後児童クラブ（定員100人）、北伊予小学校放課後児童クラブ（定員120人）、岡田小学校放課後児童クラブ（定員80人）の3か所で実施しています。

【利用の見込みと確保の内容】

		単位	平成 31年度 (実績見込み)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
低学年	6～8歳の推計人口	人	864	887	879	850	848	880	
	利用の見込み	1年生	人		111	110	107	106	110
		2年生	人		107	107	102	102	107
		3年生	人		106	105	102	102	105
		①計	人		324	322	311	310	322
高学年	9～11歳の推計人口	人	884	871	871	880	903	895	
	利用の見込み	4年生	人		87	87	87	90	90
		5年生	人		47	47	48	50	49
		6年生	人		17	17	18	18	18
		②計	人		151	151	153	158	157
③確保の内容		人	300	440	440	480	480	480	
		か所	7	11	11	12	12	12	
差（③－①－②）		人		▲35	▲33	16	12	1	

【確保の方策】

- 放課後児童クラブの定員は、令和2年度から440人を見込み、令和4年度の松前小学校放課後児童クラブの拡充により480人の確保を見込んでいます。
- 受け入れ児童の増加に伴い、支援員等の人員確保が課題となっており、処遇改善により人員確保に努めます。
- 県等と連携した資格取得研修やスキルアップ研修を通じて支援員等の資質向上に努めます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

■保護者が、仕事その他の理由により平日の昼間又は休日に急に不在となり、児童の養育が困難となった場合等、緊急に児童の保護が必要となった場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

■町内には児童養護施設等がなく、平成31年度現在、事業を実施していません。

【利用の見込みと確保の内容】

	単位	平成 31年度 (実績見込み)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①利用の見込み	人						
②確保の内容	人	0	0	0	0	0	0
	か所	0	0	0	0	0	0
差（②－①）	人		0	0	0	0	0

【確保の方策】

■ 本事業は、突発的な利用が主となるため、今後の動向を予測することは困難な状況ですが、町内での施設確保が難しく、広域での受入先の確保に努めます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。
- 平成31年度現在、松前町総合福祉センター2階において、松前町地域子育て支援センター事業として、子育て中の親子の交流、サークル活動、育児相談等を行っています。
- また、公民館や保育所、幼稚園に出向いての親子遊びの提供や子育て相談を定期的に行っています。

【利用の見込みと確保の内容】

	単位	平成31年度 (実績見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用の見込み	人		5,142	4,719	4,627	4,554	4,481
②確保の内容	人	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
	か所	1	1	1	1	1	1
差(②-①)	人		258	681	773	846	919

【確保の方策】

- 保護者同伴での利用であるため、定員等の設定はありません。
- 自由に親子が利用できる「あそびステーション」の利用日を確保しつつ、サークル内容等を検討し、魅力あるサークル運営を実施し、利用者増を図ります。
- 今後は、保育士の確保に努めて、町立保育所を拠点とした実施に向けて検討します。

(5) 一時預かり事業

【事業内容】

- 幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものに区分されます。
- 幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、教育時間の前後や長期休業期間中など主に在園児を預かる事業で、本町では平成31年度現在、青葉幼稚園、エンゼル幼稚園、コモドまさき園の3か所で実施しています。
- その他の一時預かりは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所その他の場所において一時的に預かる事業で、本町では平成31年度現在、エンゼル幼稚園において実施しています。

①一時預かり事業（在園児対象）幼稚園型

【利用の見込みと確保の内容】

		単位	平成 31年度 (実績見込み)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 利用 の見 込み	1号認定による利用	人		1,272	1,339	1,356	1,337	1,274
	2号認定による利用	人		12,753	13,241	13,404	13,208	12,574
	計	人		14,025	14,580	14,760	14,545	13,848
②確保の内容		人	18,800	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
		か所	3	5	5	5	5	5
差（②－①）		人		9,975	9,420	9,240	9,455	10,152

【確保の方策】

- 現在の提供体制でニーズ量を確保できる見通しです。
- 公立幼稚園での幼稚園在園児を対象とした一時預かりについて、保育ニーズを把握して実施します。〔令和2年度〕
(公立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行を予定しています。〔令和5年度〕)

②一時預かり事業（その他）

【利用の見込みと確保の内容】

		単位	平成 31年度 (実績見込み)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①利用の見込み		人		1,785	1,887	1,884	1,857	1,800
②確保の内容	一時預かり事業 (一般型)	人	550	550	550	550	550	550
		か所	1	1	1	1	1	1
	ファミリー・サポ- ト・センター事業	人	1,122	1,150	1,200	1,250	1,300	1,350
		か所	1	1	1	1	1	1
差(②-①)		人		▲85	▲137	▲84	▲7	100

【確保の方策】

- 保育所での一時預かり事業について、利用者の利便性や公立・私立のバランスを考慮して、保育士の確保に努め、公立保育所での実施を目指します。
- ファミリー・サポート・センター事業について、0・1歳の利用件数と1件当たりの利用時間の増加や夜間預かりのニーズの増加の傾向が見受けられ、サポ-ターを増員することで利用ニーズへの対応に努めます。

(6) 病児保育事業

【事業内容】

- 病気の回復期などで保育所などに通うことができず、保護者の仕事の都合で家庭での保育が困難な児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、一時的に保育を行う事業です。
- 平成31年度現在、キッズハウスにおいて実施しています。
- 松山市との協定により、松山市が委託している医療機関4か所での利用が可能です。

【利用の見込みと確保の内容】

		単位	平成 31年度 (実績見込み)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①利用の見込み		人		662	741	748	739	716
②確保の内容	病児・病後児対応型	人	600	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
		か所	1	1	1	1	1	1
	ファミリー・サポート・センター事業	人	16	30	30	30	30	30
		か所	1	1	1	1	1	1
差(②-①)		人		468	389	382	391	414

【確保の方策】

- 現在の提供体制でニーズ量を確保できる見通しです。
- 実施施設においては、感染症の流行時期等には定員以上のニーズがあります。
- ファミリー・サポート・センター事業での柔軟な受入れにより確保に努めます。

（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児のみ）

【事業内容】

- 地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人（利用者）と育児の援助を行いたい人（サポーター）が会員登録をし、センターの連絡・調整により様々な育児の手助けを行う事業です。
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用の見込みについては、就学前児童（0～5歳）分は前述の「一時預かり事業」として見込み、就学児（6～11歳）分は別途見込むこととされていることから、ここでは「就学児分」を整理しています。
- サポーター会員の増員に努めていますが、それ以上に利用件数や1件当たりの利用時間が増加している傾向です。急な依頼も増え、日程調整が難しくなっており、援助を行う会員の確保が課題となっています。

【利用の見込みと確保の内容】

	単位	平成 31年度 (実績見込み)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①利用の見込み	人		669	712	710	709	704
②確保の内容	人	610	650	700	750	800	850
	か所	1	1	1	1	1	1

【確保の方策】

- 利用料の見直しや助成制度の導入を検討し、利用者の利用増とサポーターの増員に努めます。
- サポーター増員のため、援助活動に興味のある人を年間通して募集し、サポーターになるために必要な24時間の養成講座を受講しやすくするよう工夫します。

（８）利用者支援事業

【事業内容】

- 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
- 「基本型」は、子育て支援事業や保育所等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行います。「母子保健型」は、保健師等が妊娠期から子育て期にわたるもので、母子保健や育児に関する相談に応じ、情報提供や支援プランの策定等を行います。

【利用の見込みと確保の内容】

		単位	平成 31年度 (実績見込み)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
確保 の 内容	基本型・特定型	か所		1	1	1	1	1
	母子保健型	か所						

【確保の方策】

- 令和2年から「基本型」と「母子保健型」を一体的に実施する子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な相談機能の向上や町外から転入してきた子育て家庭に対する情報の提供、支援体制の充実を図り、子育てしながら安心して働く環境づくりに取り組みます。

(9) 妊婦健康診査

【事業内容】

- 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、県内医療機関へ委託し、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。また、里帰り出産のため、県外で妊婦健康診査を受診した方に対しても、公費負担分の償還払いを行います。
- 安全・安心な出産のために重要な事業であることから、子ども・子育て支援法において、母子保健法に基づく妊婦健康診査も「地域子ども・子育て支援事業」の一つとして位置付けられています。

【利用の見込みと確保の内容】

	単位	平成 31年度 (実績見込み)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①利用の見込み	人		2,170	2,183	2,167	2,166	2,149
②確保の内容（受診回数）	人	2,150	2,170	2,183	2,167	2,166	2,149
差（②－①）	人		0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 今後も健診受診券交付を継続するとともに、安全・安心な出産に向けて受診を促していきます。
- 「松前町健康づくり計画」に沿って、妊娠中からの規則正しい生活習慣や食生活の啓発、健診の必要性や重要性の周知に努めます。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業内容】

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。

【利用の見込みと確保の内容】

	単位	平成 31年度 (実績見込み)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①利用の見込み	人		194	190	188	184	180
②確保の内容（訪問回数）	人	191	194	190	188	184	180
差（②－①）	人		0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 対象乳児を把握し、保護者との日程調整の上、今後も保育士、保健師の2人体制で訪問を実施していきます。
- 対象期間中（生後4か月まで）の転入について、家庭訪問実施の有無についての市町村間の情報共有化はなされていませんが、情報収集に努め、他市町村で受けていても再度訪問するよう、全対象児童の訪問に努めます。

(11) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業

【事業内容】

- 養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し、養育に関する指導助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
- 子どもを守る地域ネットワーク強化事業は、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【利用の見込みと確保の内容】

	単位	平成 31年度 (実績見込み)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①利用の見込み	人		9	9	9	9	9
②確保の内容	人	0	0	9	9	9	9
差(②-①)	人		▲9	0	0	0	0

【確保の方策】

- 養育支援訪問事業は、令和2年度から開設する子育て世代包括支援センターにおいて運営方法を検討し、令和3年度からの実施を目指します。
- 要保護児童対策地域協議会と連携して対応するとともに、子どもを守る地域ネットワーク強化事業により、関係職員の専門性の強化と関係機関相互の連携強化を図ります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

- 低所得で生活が困難である者の子どもが特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費の一部を補助する事業です。

【確保の方策】

- 令和元年 10 月からの幼児教育無償化に伴い、給食費（副材料費）の取扱いが変更され、本事業の対象者が見直されました。それに伴い、新制度に移行していない幼稚園在園児の低所得世帯に対し、1号認定の低所得世帯と同様の負担軽減となるよう、実費徴収された給食費（副材料費）を助成します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業内容】

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するための事業です。

【確保の方策】

- 町のニーズや整備状況を民間事業者へ情報提供することとし、事業の実施について検討します。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内における連携体制の強化

本計画に携わる部署は、役場関係の組織で見ると児童福祉の担当課だけでなく、健康増進の担当課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や住民との協力

本計画の推進のためには、役場だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体・住民ネットワーク及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、住民に対して積極的に情報を提供していくとともに、町行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

(3) 国・県との連携

地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の進行管理

本計画を住民とともに推進していく体制を確保するため、住民参画により構成される「松前町子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

第7章 資料編

1 松前町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日

条例第 32 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、松前町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務の処理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第 6 条第 2 項の保護者
- (2) 法第 7 条第 1 項の子ども・子育て支援(次号において「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する知識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 子ども・子育て会議は、審議のため必要と認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行後最初に開催される会議及び委員の任期満了に伴い新たに組織された子ども・子育て会議の最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(松前町特別職の職員で非常勤のものへの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 松前町特別職の職員で非常勤のものへの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表中「

34 松前町国民保護協議会	委員	日額	7,400
35 子ども・子育て会議	委員	日額	7,400
36 前掲以外のもの	日額7,400円以内で町長が別に定める。ただし、特に必要があると認められるときは、月額又は年額で定めることができる。		

」を「

32 松前町国民保護協議会	委員	日額	7,400
33 子ども・子育て会議	委員	日額	7,400
34 放課後児童支援員	支援員	月額	116,200

略

64 前掲以外のもの	勤務1日につき34,200円を超えない範囲内において、任命権者が町長と協議して定める。ただし、特に必要があると認められるときは、月額又は年額で定めることができる。		
------------	---	--	--

」に改める。

2 松前町子ども・子育て会議委員名簿

令和元年度 松前町子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	区分根拠規定	区分名称	所属	役職	備考
1	吉岡 茉由	第1号	保護者	古城幼稚園 PTA	会長	
2	徳永 景子	第1号	保護者	松前ひまわり保育所 保護者会	会長	
3	岸本 里美	第1号	保護者	認定こども園エンゼル 幼稚園保護者会	会長	
4	川下 三枝子	第2号	子育て支援 事業従事者	松前幼稚園	園長	
5	喜安 初枝	第2号	子育て支援 事業従事者	岡田保育園	園長	
6	後藤 正宜	第2号	子育て支援 事業従事者	青葉幼稚園	理事長	
7	中野 三千代	第2号	子育て支援 事業従事者	ファミリーサポート センター	サブ・リーダー	
8	青井 倫子	第3号	学識経験者	愛媛大学	教授	
9	児嶋 雅典	第3号	学識経験者	松山東雲短期大学	教授	
10	向田 隆通	第3号	学識経験者	むかいだ小児科	院長	
11	伊藤 すみれ	第3号	学識経験者	子育てサロンいこい	代表	
12	笹山 伊智代	第3号	学識経験者	民生児童委員協議会	主任児童委員	
13	今村 高博	第3号	学識経験者	社会福祉法人 あゆみ学園	児童発達支援 管理責任者	
14	松室 純平	第4号	その他	松前町商工会	青年部長	

第2期松前町子ども・子育て支援事業計画

発行：令和2年3月

企画・編集：松前町保健福祉部福祉課

〒791-3192

愛媛県伊予郡松前町大字筒井 631 番地

電話 089-985-4114

ファクス 089-984-8951

